

新基本計画（検討案）

第 1 分科会

—健康・福祉分野—

〔 目 次 〕

政策 1	人権・平和・多様性.....	1
政策 2	健康.....	11
政策 3	医療.....	19
政策 4	衛生.....	25
政策 5	地域福祉・低所得者支援.....	33
政策 6	高齢者支援.....	41
政策 7	障害者支援.....	49
（参考 —街づくり・産業・環境分野—）		
政策 9	防災・生活安全.....	57
（参考 —子ども・教育分野—）		
政策 16	子ども・家庭支援.....	69

政策 1 人権・平和・多様性

人権や多様性が尊重され、全ての人々が共生できる 平和な社会を築きます

1 政策目的

- ・ あらゆる差別や偏見がなく、全ての人々の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。
- ・ 誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え合い生きる、多様性が尊重されるまちをつくります。また、それぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすく、共に生きていくことのできるまちをつくります。
- ・ 世界平和や核兵器廃絶に向けた意識が高く、平和を尊ぶまちをつくります。
- ・ 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります。
- ・ 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくります。

2 施策の体系

政策 1 人権・平和・多様性		
	施策 1	人権・多様性
	新規	【計画】人権・多様性への理解促進事業
		【計画】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業
		【計画】配偶者暴力防止事業
	施策 2	非核平和
	施策 3	ユニバーサルデザイン
		【計画】バリアフリー事業
		【計画】歩道勾配改善事業
	施策 4	多文化共生
		【計画】多文化共生社会の推進

このページは空白です

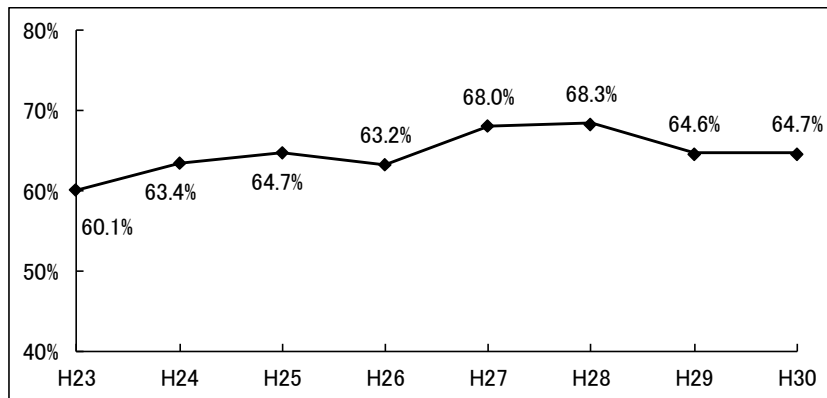
施策1 人権・多様性

人権や多様性が尊重され、全ての人自分らしく暮らせるまちをつくります

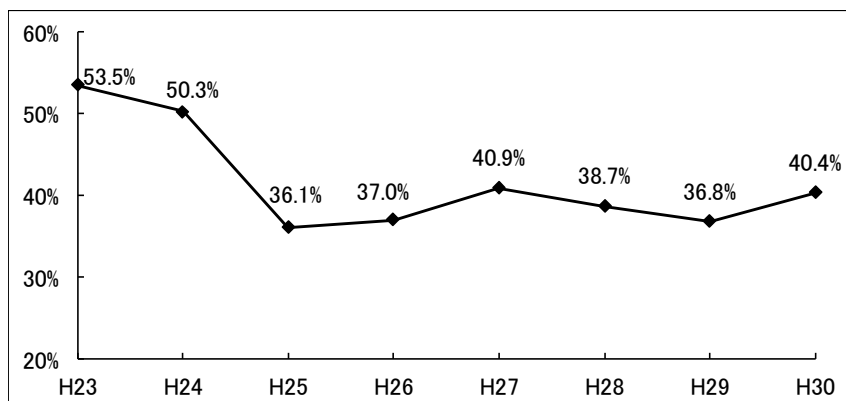
1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見、同和問題等をはじめとする様々な人権課題が存在しています。そのため、人権尊重理念が浸透した地域社会を構築していくことが求められています。
- 日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合と比較して、男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は低い状況にあります。また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は、増加しており、暴力防止の啓発や被害者支援の充実が求められています。
- 社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、性自認や性的指向を理由とする差別や偏見、災害時の人権問題など、新たに顕在化している人権課題への対応が求められています。

図表 日常生活の中で差別があると感じる区民の割合
（「いいえ」の回答率）
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



図表 男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 人権や多様性の尊重が、共生社会を支える基本的な理念であることを浸透させるため、意識啓発や人権教育を推進し、全ての人々が自分らしく生きられるようにします。また、人権課題の具体的解決に向けては、当事者の声を受け止め、当事者に寄り添った対応を図ります。
- あらゆる場における男女の共同参画を推進するため、男女が互いの人格を尊重し合い、ともにその個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができる男女共同参画社会の実現に向けて全庁的な取組を推進します。また、配偶者等からの暴力について被害者への支援を行うとともに、暴力防止に向けた継続的な普及啓発を行います。
- 新たに顕在化している人権課題に対しても理解を深めるため、人権と多様性を尊重した正しい知識と理解が広がるよう積極的に普及啓発を進めます。

3 計画事業

- 人権・多様性への理解促進事業
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業
- 配偶者暴力防止事業

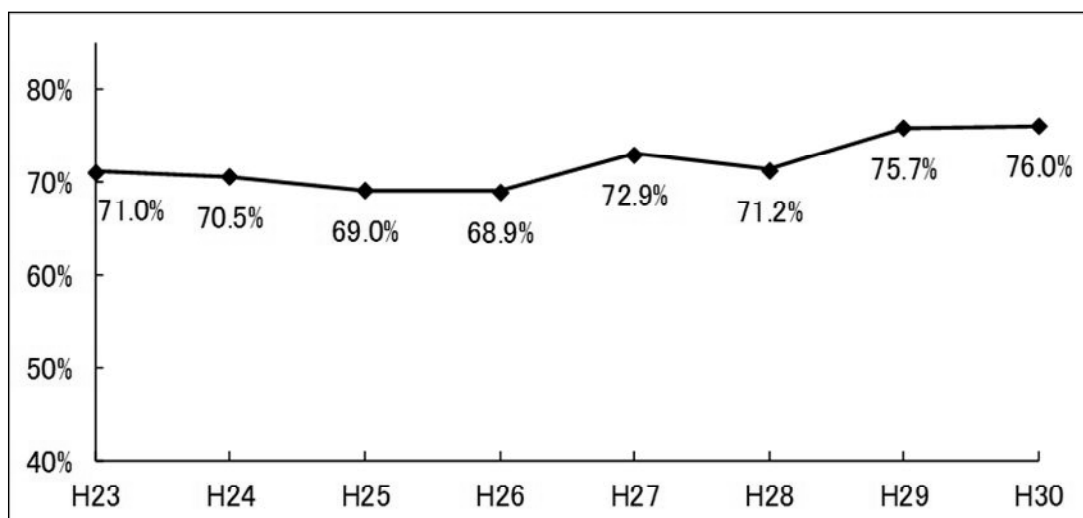
施策2 非核平和

世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、非核平和に関心を示す区民は増加傾向にあります。「非核平和祈念のつどい」では、毎年、青戸周辺の保育園や小・中学校が参加し、多くの千羽鶴が寄せられています。
- 本区では、「葛飾原爆被爆者の会」の会員が小・中学校を訪問し、児童・生徒に体験を語る「被爆体験講話」を行うとともに、DVDを制作し、各学校及び図書館において貸出しや投影会を行っています。
- 近年、「葛飾原爆被爆者の会」の会員数が減少しています。広島市、長崎市が中心となる「平和首長会議」でも、被爆者の高齢化が懸念されており、今後、「被爆体験講話」や「非核平和祈念のつどい」が継続できなくなる恐れがあります。

図表 非核平和について関心がある区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 非核平和を願う千羽鶴を製作する小・中学校を増やすほか、国内外の人と交流を持ち異なる文化や習慣などを相互に理解し合う機会づくりや世界情勢に関心を持てるような取組を行うなど、児童・生徒に対する啓発活動を継続的に実施し、児童・生徒が平和について考えられるようにします。
- 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取組として、「被爆体験講話」のDVDや、広島・長崎に関する資料の活用を図り、戦争についての貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐための啓発を続けます。
- 被爆者の体験や記憶が引き継がれるよう、その継承方法等について検討し、区民が様々な事業を通じて平和を考える機会を増やしていくようにします。また、「葛飾原爆被爆者の会」の活動を引き続き支援し、被爆者の体験や記憶の継承方法等について検討します。

3 計画事業

なし

施策3 ユニバーサルデザイン

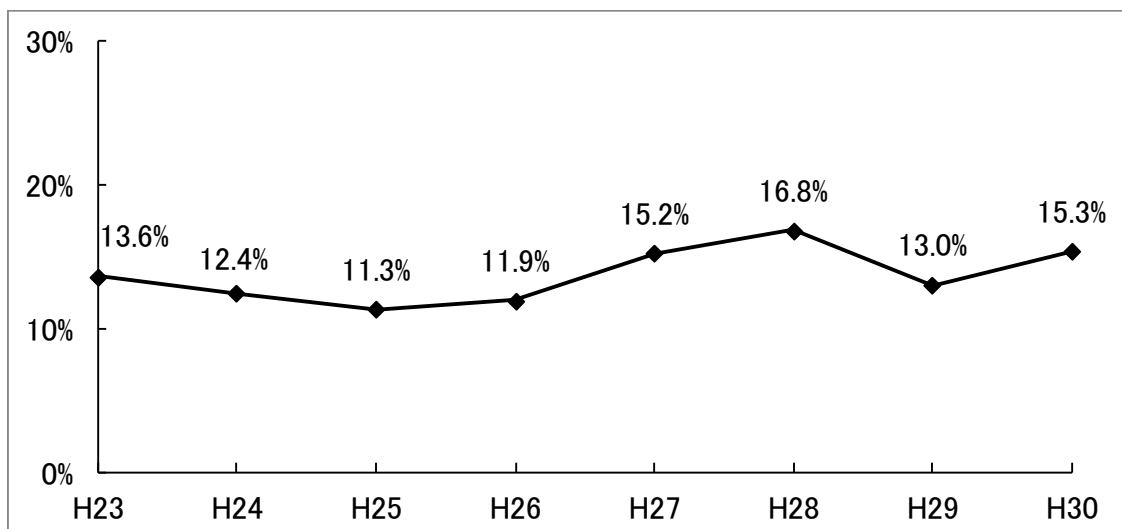
ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、「やさしい人づくり」や「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「分かりやすい情報・サービスづくり」の考え方を各施策に取り入れ、ユニバーサルデザイン¹のまちづくりを進めています。今後、本区の老年人口（65歳以上）や外国人区民の増加が見込まれる中、ユニバーサルデザインの考え方がますます重要になります。
- 道路や公園、公共施設では、新設や改修に合わせて移動や利用のしやすさ、安全の確保の視点からバリアフリー化を進めており、多くの方が利用する民間施設にも指導を行っています。特に、京成立石駅、金町駅、新小岩駅周辺では、街づくりに合わせて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が一体となって重点的にバリアフリー化を実施しています。
- 近年、本区では公共サインの再構築を行い、令和元年度に区内12エリアでの公共サインの整備が完了しました。今後も盤面情報の更新等、適切な維持管理を行うとともに、外国人も含め誰にでもよりわかりやすい表示や多様な方法で情報提供を行うなど、サインの利便性を高めていく必要があります。

図表 区内でユニバーサルデザインが普及していると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ ある特定の人のためではなく、年齢・国籍・性別・身体的能力等の違いを越え、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかこうとする考え方

2 施策の方向性

- 区が実施するあらゆる事業において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、継続的な見直しを行うことで、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。また、区民一人一人がそれぞれの人を抱える困難さをお互いに理解し、困った時には声を掛け合い、助け合える「心のバリアフリー」を進めます。
- 高齢な方や障害のある方など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、障害者団体をはじめとする関係区民団体や事業者、国、東京都と協働して、鉄道駅周辺をはじめ、区内全域における一体的なバリアフリー化を推進します。
- 公共サインは、利用者にとってわかりやすい方法で情報を提供し、利便性の高いものとなるように、多言語化やピクトグラム²による表示を行うほか、ICTを活用した情報伝達を図るなど、利用者の目線に立った表示を行っていきます。

3 計画事業

- バリアフリー事業
- 歩道勾配改善事業

² 言葉によらない、目で見ただけで案内を可能とする案内用図記号のこと

施策4 多文化共生

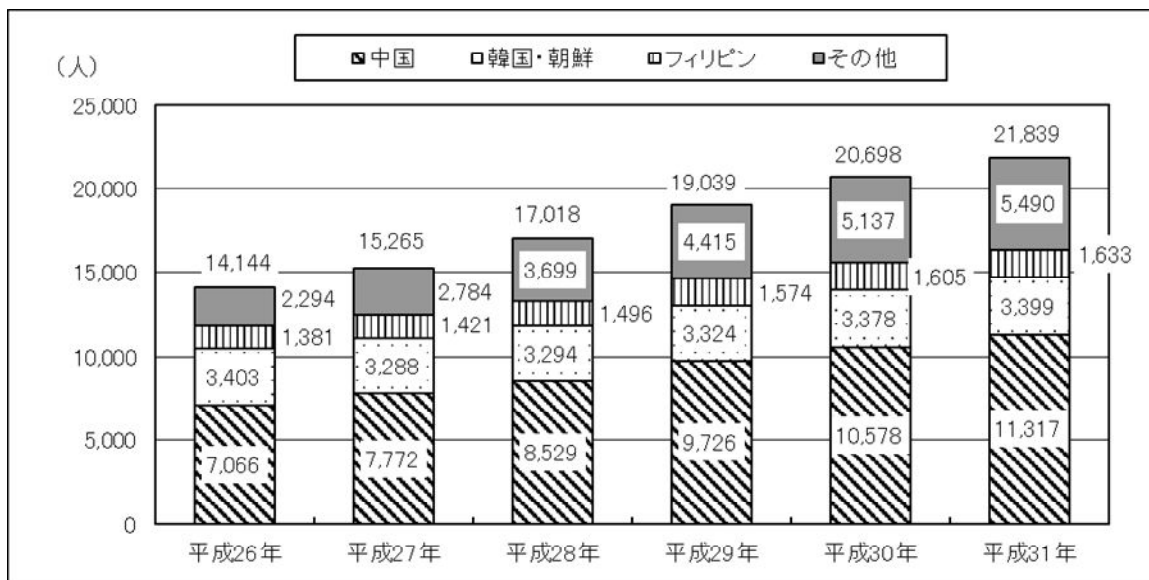
互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かな地域社会をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の外国人区民は、令和2年4月現在、23,000人を超えています。転入手続に合わせて「外国人向け生活ガイドブック」を活用し、日常生活のルールや生活情報などを提供しています。今後も外国人区民の増加が予測される中、区の窓口等における接遇スキルを向上させるほか、ボランティア団体による日本語教室の活動支援や新たなボランティアの育成など日本語学習支援を進める必要があります。
- 外国人と日本人の文化・習慣に対する相互理解に向けて、国際交流まつりをはじめ、おもてなしボランティア講座、東京理科大学やオーストリア大使館と連携した事業等に取り組んでいます。一方、外国人区民が地域で生活する上で、生活習慣等の違いによるトラブルが懸念され、地域住民との円滑なコミュニケーションが課題となっています。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流では、北京市豊台区、ウィーン市フロリズドルフ区、ソウル特別市麻浦区、マレーシアのパナン州と友好訪問団の派遣・受入、青少年ホームステイの派遣・受入等を行っています。

図表 主要国籍別人数

出典：戸籍住民課資料（葛飾区の統計 平成30年及び令和元年刊行）



2 施策の方向性

- 行政手続きの多言語化ややさしい日本語対応、生活ガイドブック等を通じた生活に役立つ情報提供を行います。また、日本語ボランティアの育成・ボランティア団体への支援や日本語学習のサポート、転入に合わせた基本的な生活習慣の案内や外国人生活相談、行政書士による専門相談などの充実を図り、外国人にも暮らしやすい環境づくりを推進します。
- やさしい日本語の研修等を通じ、職員の意識付けと接遇スキルの向上を図るとともに、各課が連携して課題解決にあたる体制をつくります。
- 互いの生活習慣や文化を知る機会として、唄や踊り、食を通じた交流や日本文化を体験するとともに、区に登録している語学ボランティアの協力を得て、外国人と地域住民の交流を促進することで、円滑なコミュニケーションを図れるようにします。
- 友好都市等との交流事業により、住民相互の交流を深め、その交流の輪が次世代や地域へ広がるようにします。また、友好都市等の交流事業に関わった方々が、区と協働で国際交流事業や多文化共生の地域づくりの担い手となり活躍できるようにします。

3 計画事業

- 多文化共生社会の推進

政策 2 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

1 政策目的

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

2 施策の体系

政策 2 健康	
	施策 1 健康づくり支援
	【計画】 区民健康づくり支援
新規	【計画】 高齢者の栄養指導等事業
	施策 2 心の健康
	【計画】 精神保健福祉包括ケアの推進
	【計画】 自殺対策事業
	施策 3 生活習慣病の予防
	【計画】 かつしか糖尿病アクションプランの推進
	【計画】 がん対策の総合的な推進

このページは空白です

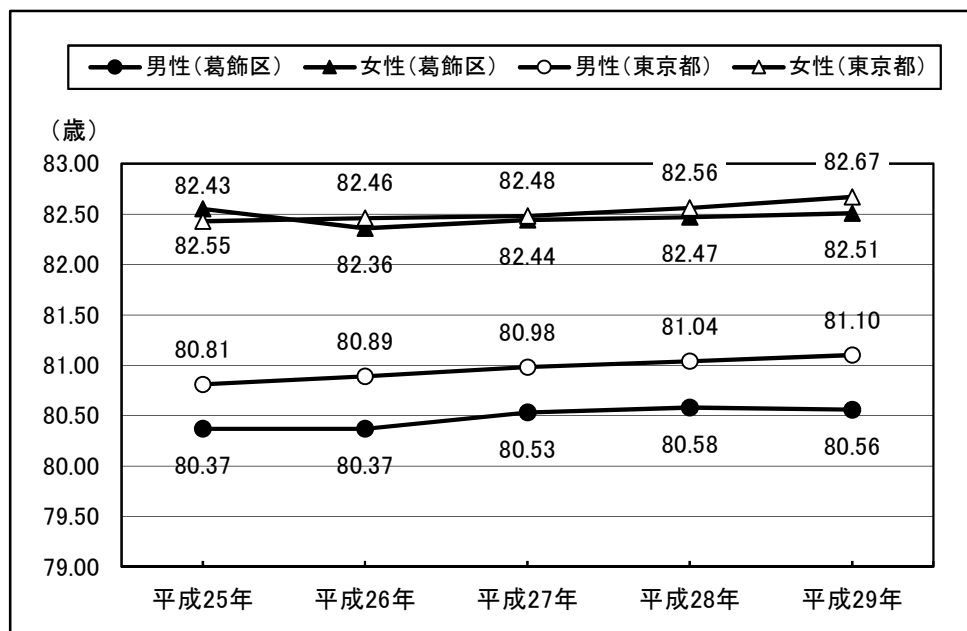
施策1 健康づくり支援

区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 平成29年における本区の65歳健康寿命¹は、男性が80.56歳、女性が82.51歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人ひとりが、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、特に、健康づくりに無関心な方に新たに健康事業に参加してもらうことが必要です。
- 近年、「健康づくりに取り組んでいる区民の割合」は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、健康づくりに十分取り組めていない働く世代の方に対し、運動習慣の定着化や食生活の改善、働きながらも取り組める健康づくりを促進することが必要です。
- 平成29年の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合²は、女性が21.9%、男性が13.8%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことにより、フレイル³状態を引き起こしやすくなるため、対策が必要です。

図表 要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の65歳健康寿命
出典：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」



¹ 65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。ここでは、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出

² BMI (Body Mass Indexの略で世界共通の肥満度の指標。身長と体重から簡単に測定することができ、標準値の「22」に近いほど、様々な病気にかかるリスクが低いとされている) が20以下の高齢者の割合

³ 加齢によって心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態

2 施策の方向性

- 区民一人一人が健康意識を高め、それぞれの年代やライフスタイルに合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。また、各種健康事業への参加方法の簡素化を図ります。
- 区内事業所を対象とした健康づくり支援事業を構築し、職域保健と連携して働く世代の健康づくりを支援します。
- 高齢者のフレイル対策として、必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発について、関係機関と連携しながら進めていきます。

3 計画事業

- 区民健康づくり支援
- 高齢者の栄養指導等事業

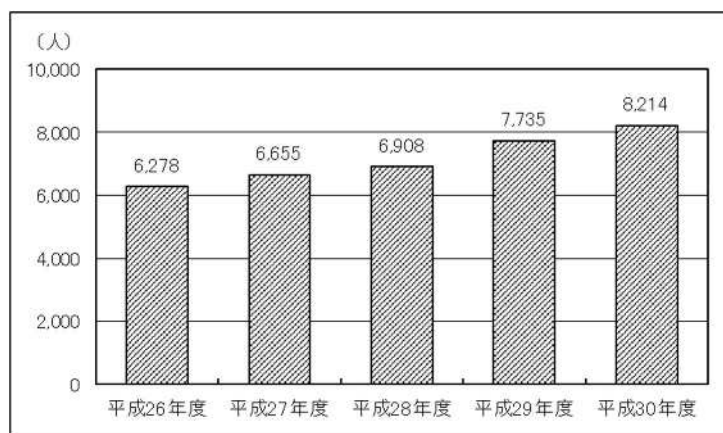
施策2 心の健康

心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実します

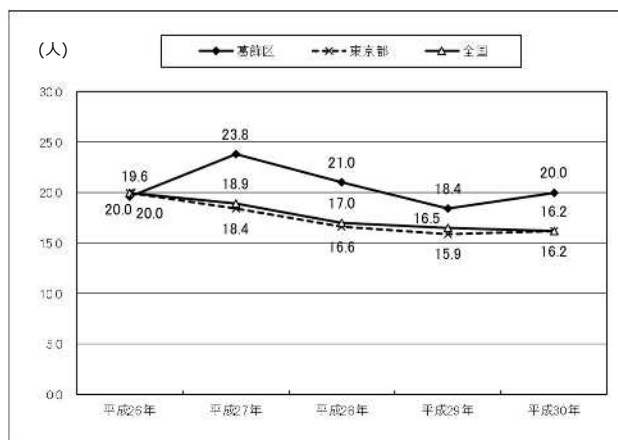
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、本区の自立支援医療（精神通院医療）⁴申請件数は増加傾向にあります。精神疾患は発病当初は気づかれにくいため、早期発見・早期治療に結びつけるための普及啓発活動に取り組むとともに、精神疾患のある方や家族への支援体制を構築する必要があります。
- 今後、精神障害のある方が地域の一員として、より安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括システムの構築を目指す必要があります。
- 本区では、精神疾患や精神障害のある方が、地域社会で安定した生活を送ることができる体制を構築するために、平成30年度に「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」立ち上げました。さらに、長期入院患者の退院支援や在宅療養に関する専門部会を設置し、検討を進めています。今後、地域で安定した在宅療養生活を送ることができるよう、支援の充実を図る必要があります。
- 本区の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、国や東京都に比べ経年的に高く、毎年約90の方が自殺で亡くなっています。そのため、心の健康づくりに加えて、福祉や子育てなど、あらゆる分野において自殺を防ぐ仕組みを構築する必要があります。

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者数



図表 自殺死亡率の推移
(人口10万人あたりの自殺者数)



⁴ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

2 施策の方向性

- 区民が心の健康に関心を持ち、心の健康の保持・増進ができるよう普及啓発を行うとともに、保健センター等で医師や保健師による相談を行います。
- 精神疾患や精神障害のある方を医療につなげ、治療を継続できるよう地域全体で支援する体制を構築します。また、精神科病院に入院している方や在宅療養をしている方に多職種による個別支援を充実し、退院後支援、在宅療養の継続や障害福祉サービス等の利用等、地域生活を支えるための支援を充実します。
- 地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに、日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成します。
- 「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していけるよう、庁内の相談窓口が連絡体制を持ち、自殺のリスクのある人を適切な相談窓口につなぐための具体的な仕組みをつくるほか、自殺未遂者に対し、医療機関、警察、消防、交通機関等と連携した支援体制を構築します。

3 計画事業

- 精神保健福祉包括ケアの推進
- 自殺対策事業

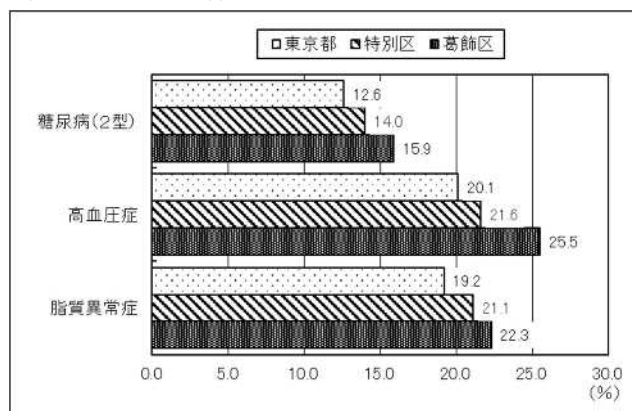
施策3 生活習慣病の予防

区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の健診結果によると、生活習慣病は、若いうちに発症し、長い期間をかけて重症化している傾向があります。健診結果が個人の健康管理に活用されていない可能性や、健康づくりに関心のない20～30歳代の区民が健診を受診していない可能性があります。
- 本区では、糖尿病アクションプランを推進し、区内の医療機関同士の情報共有や横の連携を図っていますが、近年、国民健康保険被保険者の糖尿病に対する医療費は年々増加傾向にあり、特定健康診査⁵の受診年齢未満である若年者の糖尿病有病率も上昇傾向にあります。
- 本区では、「かつしかの元気食堂⁶」の認定を進めています。今後も、若年層をはじめとする区民の食育への意識を高め、栄養バランスのとれた食事や野菜の必要摂取量等について、効果的に普及啓発を進める必要があります。
- 区民の死亡原因の第1位であるがんの年齢調整死亡率⁷は国よりも高く、各種がん検診の受診率も国の目指す50%を達成していません。特に胃がん・乳がん検診の受診率が低い状況であり、がんの予防、早期発見・早期治療に向けて取組を進める必要があります。
- 区民の喫煙率は減少傾向にあるものの、全体で16.6%（男性27.3%、女性9.0%。平成29年度調査）となっています。たばこは、肺がん等の発症率を高めるなど、個人の健康に影響を及ぼす恐れがあるほか、受動喫煙による健康被害も心配されています。
- 本区のかかりつけ歯科医を決めている人の割合は、68.8%（平成29年度調査）です。生涯にわたって歯と口腔の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健診を受け、むし歯や歯周病を予防することが必要です。

図表 生活習慣病の有病率（葛飾区・特別区・東京都の比較）
出典：東京都国民健康保険団体連合会 特定健康診査結果（平成30年度）



⁵ 国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とするメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査

⁶ 栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する、区が認定した飲食店。平成30年度末における認定店数は113店

⁷ 年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率

2 施策の方向性

- 20歳代及び30歳代の若年者が受診しやすい健診体制を整備し、健診受診を契機として自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、代表的な生活習慣病である糖尿病について、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組みます。
- 食事摂取調査等から区民の食生活の実態を把握し、性別や年齢等を考慮した栄養講習会や食生活の改善に向けた啓発活動等を推進します。また、「かつしかの元気食堂」における区民の食生活の実態に合わせた健康メニューの開発・提供の促進や、SNSによる情報発信、食事管理アプリを利用した啓発活動を実施します。
- がんによる早すぎる死を減少させるため、がん検診を受けやすい体制を整備し、受診促進を図ります。また、がん検診の精度を向上させるため、科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、がん検診精度管理委員会において、検診を実施する中で確認された課題について議論し、解決を図ります。さらに、がんに関する正しい知識啓発や相談体制の充実と総合的ながん対策を推進します。
- たばこの健康への影響について正しい知識の普及を進めるとともに、望まない受動喫煙を防止し、非喫煙者と喫煙者がともに住みよい環境づくりを進めます。たばこをやめたい喫煙者に対しては、禁煙治療費助成制度を行うなど、喫煙者の立場に寄り添った支援を実施します。
- 区民が、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診することの意義について理解し、歯と口腔の健康を守る習慣を定着させるための対策を推進します。

3 計画事業

- かつしか糖尿病アクションプランの推進
- がん対策の総合的な推進

政策3 医療

必要な時に必要な医療を受けられるようにします

1 政策目的

疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療や介護を受けられるようにします。

2 施策の体系

政策3 医療	
	施策1 医療サービスの確保
	施策2 在宅医療の推進

このページは空白です

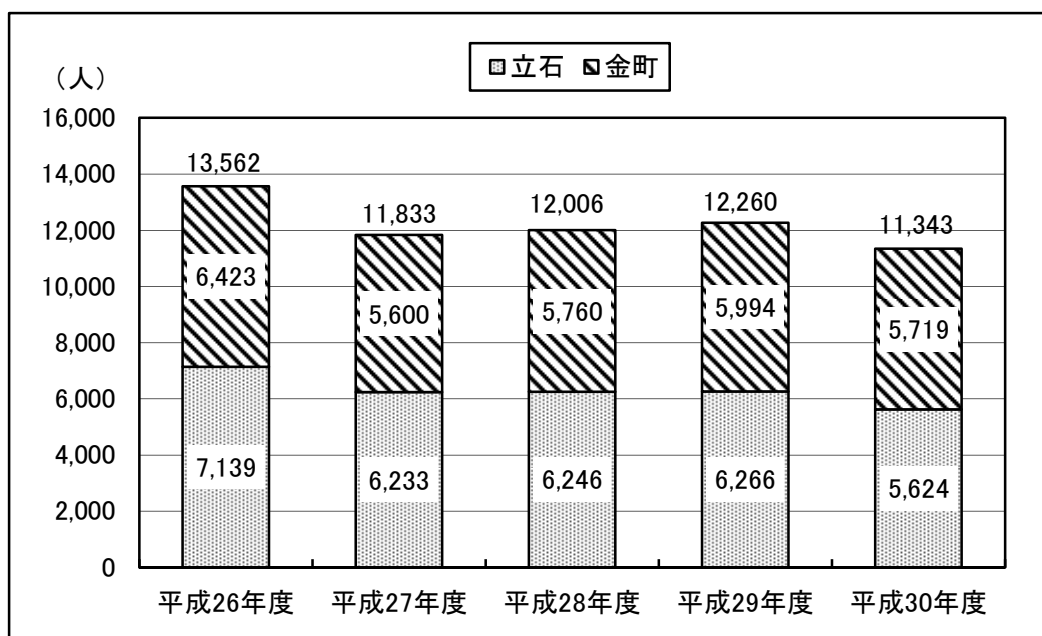
施策1 医療サービスの確保

地域の医療環境を充実し、質の高い医療サービスを確保します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、休日や夜間等に医療が必要となった方へ応急診療を提供するため、医師会等と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設しています。
- 本区では、医療に関する相談・苦情を受け付ける患者相談窓口を設置しており、利用者数は平成30年度に過去最多の481件を記録するなど、医療に対する関心の高さが伺えます。今後も、患者等と医療機関との相互理解や、医療の質の向上を図る必要があります。
- 本区では、薬剤師会研修会や薬局等での資格者の確認及び偽造医薬品対策等に加え、インターネット販売の監視強化に取り組んでおり、平成30年度の薬局等の法令適合率は99.2%に上昇しています。

図表 休日応急診療所の利用状況
出典：地域保健課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）



2 施策の方向性

- 今後も関係機関との連携を強化し、休日や夜間等における応急の医療体制を確保します。
- 患者相談窓口の受付時間や受付方法の拡充により、患者等と医療機関とのコミュニケーションを促進し、相互理解をより一層推進する体制を強化します。また、医療の質を向上するため、区内の医療機関に対し、法令改正等に関する周知徹底を図ります。さらに、医療関係施設の衛生的な環境を確保するため、立入検査を実施します。
- 医薬品の事故防止や適正使用を促進するため、薬局等の店舗やインターネット上での医薬品販売に対する監視体制を強化します。また、かかりつけ薬剤師制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図り、地域の薬剤師が医療や健康に関する相談役として区民の健康へ貢献する取組を支援します。

3 計画事業

なし

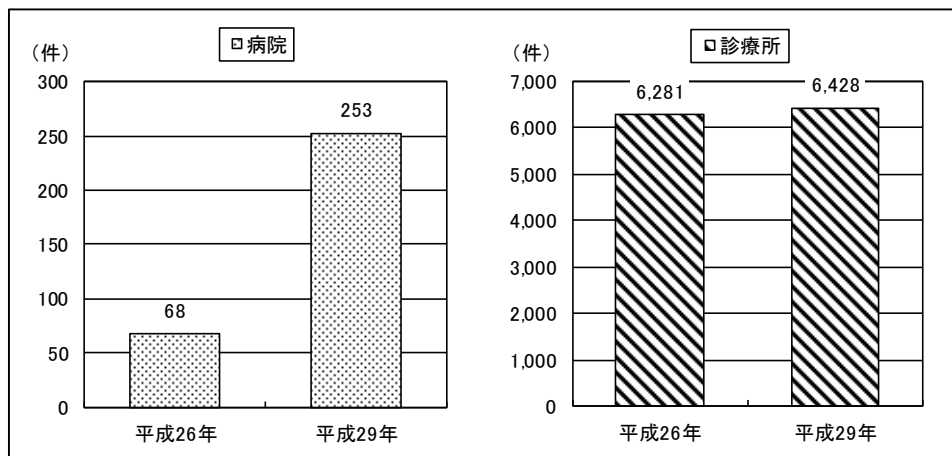
施策2 在宅医療の推進

医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進展によって、在宅で医療を受ける区民が増加しています。
- 本区では、在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、かかりつけ医と入院医療機関の連携や在宅療養に関する相談窓口を設置するとともに、在宅療養に対する区民への普及啓発に取り組んでいます。
- 本区では、在宅療養中に病院での治療が必要になった時、区内の病院が持っている病院救急車で、医療機関へ搬送する在宅療養患者・高齢者搬送支援事業を実施しています。また、医療機関や介護サービス事業者等との会議を開催し、連携のための課題抽出や検討を行っています。
- 今後も引き続き、区民が質の高い医療を地域で安定的に受けることができるよう、医療と介護の関係者の更なる連携が求められます。また、既存の在宅療養患者向けサービスの質の充実や区民への普及啓発の取組を推進していく必要があります。

図表 葛飾区内の訪問診療実施数
出典：医療施設静態調査（厚生労働省）（3年ごと実施）



2 施策の方向性

- 区民が住み慣れた地域で暮らし続けるための選択肢のひとつとして、在宅療養の仕組みや利用方法について知ってもらうために、ガイドブックを配布するとともに、区内の地区毎に在宅療養に携わる専門職を招いてセミナーを開催していきます。
- 地域の中で、区民がより質の高い医療を安定的に受けられるようにするため、医療、介護、福祉など、さまざまな分野の専門職や関係者が話し合える場を提供し、情報共有の充実を図ることで、医療と介護の顔が見える環境整備を進めます。

3 計画事業

なし

政策4 衛生

衛生的で快適な生活を送れるようにします

1 政策目的

感染症の拡大予防や食品の安全・安心に係る体制を確立するとともに、衛生的で快適な生活を送れるようにします。

2 施策の体系

政策4 衛生	
施策1	感染症対策
	【計画】感染症対策の強化
施策2	食品安全の推進
施策3	環境衛生の確保

このページは空白です

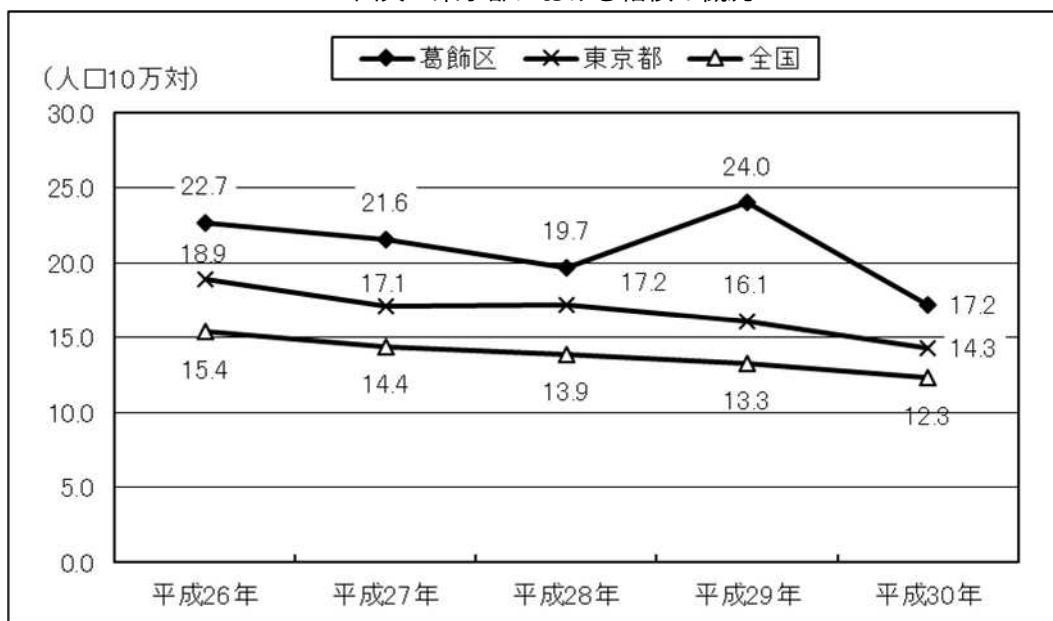
施策1 感染症対策

感染症の予防及び感染拡大を防ぎます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 世界では、エボラウイルス病、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱が発生するなど、国外からもたらされる感染症の脅威が高まっています。また、近年の日本人の海外渡航や訪日客の増加傾向とともに、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しました。2020年には、新型コロナウイルスの感染が全世界に拡大し、世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の緊急事態を宣言しました。
- 近年、本区の結核患者発生数は減少傾向にあるものの、全国や東京都と比べ罹患率は高い状況にあります。そのため、結核をはじめとする感染症の感染拡大予防及びまん延の防止を総合的に推進する必要があります。
- 新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で発生し、大きな健康被害をもたらす、生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。今後も引き続き、同行動計画に基づく体制の整備を推進する必要があります。

図表 結核の罹患率
出典：東京都における結核の概況



2 施策の方向性

- 感染症の感染予防及びまん延の防止を総合的に推進するために、国内外で発生する感染症について、区民や医療機関等に対し、感染症発生状況をはじめ、予防や対処方法を提供するなどの普及啓発活動を推進します。また、関係機関と連携して、高齢者や障害者、区内に滞在する外国人など情報が届きにくい人への対応を図ることで感染症対策を強化します。
- 結核の早期発見・早期治療を推進するため、医療機関と連携した体制を整備します。
- 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、医療機関等の体制や、住民接種の実施、マスクや消毒薬等の備蓄に向けた体制の整備を推進します。

3 計画事業

- 感染症対策の強化

施策2 食品安全の推進

食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します

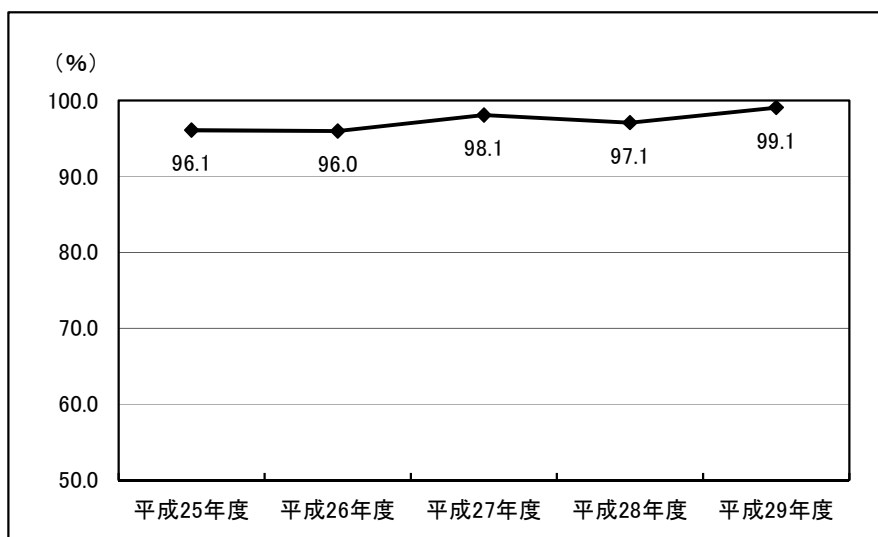
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、食に関わるスタイルやニーズが多様化しているとともに、輸入食品の増大や新開発食品、遺伝子組み換え食品など、食に関わる環境が目まぐるしく変化する中、食の安全に関心を持っている区民の割合は88.3%と高い水準にあります。
- 本区では、食品関係事業者への一斉監視、一斉食品収去検査、実務講習会開催等の監視指導・普及啓発を適切に行い、食品の安全・安心の確保に向けた事業者の自主的な衛生管理を、食品衛生協会との連携により推進しています。
- 食品衛生法等が平成30年6月に一部改正されたことにより、原則として全ての食品等事業者は、令和2年6月からHACCP（ハサップ）¹に沿った衛生管理に取り組むことが求められています。

図表 食品等の収去検査適合率

出典：生活衛生課資料（事務事業評価表）

注）適合率（%）＝基準適合数／総検査数×100



¹ 「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法

2 施策の方向性

- 食の安全に対する区民の意識の高まりに対応するため、簡単な食品への疑問等について、区民が速やかに説明を受けられる相談方法等を検討します。
- 食品等事業者にとって、必須かつ有効な食品の衛生管理手法として、HACCPの着実な普及に向けて必要な支援・指導に取り組めます。特に、中小零細や高齢等でHACCPの実施が困難な食品等事業者を対象に、HACCPに対する理解促進と手法の導入に向けた支援を充実します。
- 食中毒等の健康被害を探知した際には、区民の健康を守るため、迅速適切に食品検査や施設検査、検便検査、患者面談等を実施し、健康危機管理に努めます。

3 計画事業

なし

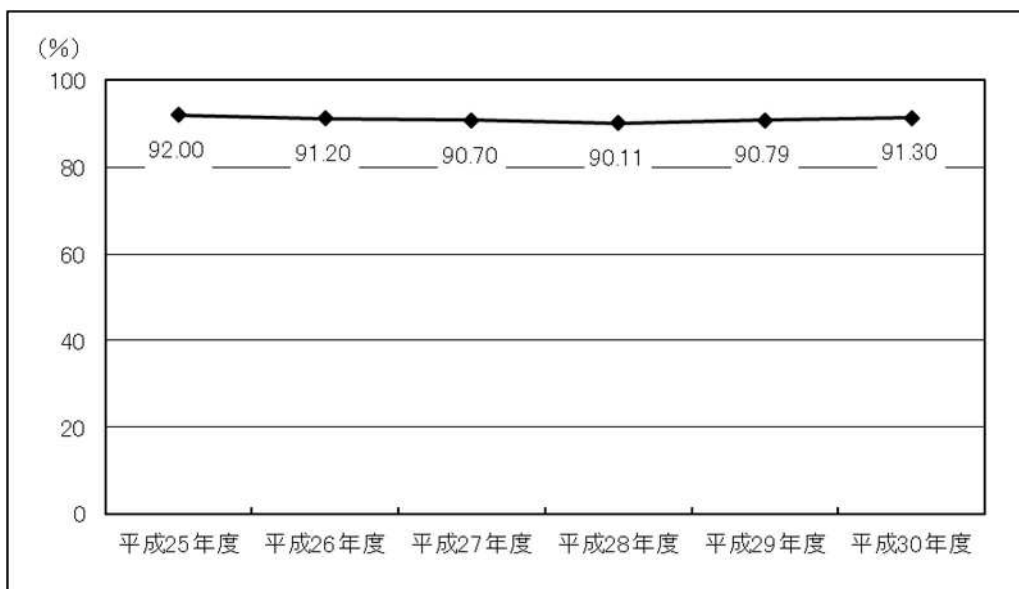
施策3 環境衛生の確保

衛生的で快適な環境を整えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係営業施設への衛生指導の実施や、営業施設における利用者の衛生観念の向上等により、平成25年度以降、保健所が実施する環境衛生営業施設の化学的検査適合率は、90%以上の高い水準を維持しています。
- 公衆浴場営業施設をはじめとする営業施設の中には、設備の老朽化や営業者の高齢化等により、衛生を維持し続けていくことに負担を感じている施設があり、近年増加傾向にあります。特に家族経営をしているような小規模な営業施設では、経営状況の悪化が設備改善の障害になっている場合があります。
- 平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行により、本区でも令和2年3月末現在、207の住宅宿泊事業（民泊）が運営されています。今後も、事業者に対して届出住宅を適正に管理するための指導を継続する必要があります。
- 散歩中の飼い犬の排泄物を放置する飼い主が依然として多いほか、飼い主のいない猫にえさを与えるだけで不妊・去勢手術やトイレの設置をしない人も多く、苦情が絶えない状況にあります。

図表 環境衛生施設の検査適合率（%）



2 施策の方向性

- 今後も環境衛生関係法令に基づき、環境衛生関係営業施設の衛生監視・指導を実施します。
- 設備の老朽化や事業者の高齢化が進む営業施設に対し、衛生を維持しながら営業できるよう、衛生確保に関する情報提供を的確に行うとともに相談支援体制を強化します。
- 住宅宿泊事業（民泊）の適正な実施運営の確保や届出手続の明確化を目的としたガイドラインに沿って、事業者に対して届出住宅を適正に管理するための指導を継続します。
- 犬や猫などの飼養者に対して、動物の適正な飼養に関する普及啓発を行い、排泄物の放置防止を含めたマナーの向上を図ります。また、飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術を推進することで増加を抑制するとともに、地域住民との協働による適正管理に向けて引き続き協議し、人と動物が共に住みよいまちをめざします。

3 計画事業

なし

政策5 地域福祉・低所得者支援

住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らせるようにします

1 政策目的

区、区民、地域団体等が協働して、地域で支援を必要としている人や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちをつくりま

す。区民が生活に困窮しても、自らの能力を十分に活用しながら、生活の安定と向上を図ることができるよう支援することにより、自立した生活を送れるまちをつくりま

す。経済的な困難を抱える子どもが、将来の進路選択の幅を広げ、自立した大人に成長することができるまちをつくりま

2 施策の体系

政策5 地域福祉・低所得者支援	
施策1	地域福祉の推進
新規	【計画】(仮称)包括的な支援体制の整備
施策2	福祉サービス利用者支援
	【計画】成年後見事業の推進
新規	【計画】福祉人材の確保・定着支援
施策3	生活困窮者支援
	【計画】生活困窮者自立支援事業

このページは空白です

施策1 地域福祉の推進

支援が必要な区民を地域で支え合うしくみをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、区、民生委員、関係機関による協力の下、地域全体で見守り・支える地域包括ケアシステムを推進するとともに、生活支援体制整備事業¹や小地域福祉活動²（葛飾区社会福祉協議会で実施）により、住民同士が地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。
- 現在、相談者が抱える問題は多様化し、支援内容も複雑化しています。今後、福祉に関する機関が連携を図りつつ、必要な人に必要な支援が行き渡るための支援体制を充実させる必要があります。
- 近年、公的なサービスでは補えない、簡単な身の回りの世話や外出の付き添いなどの需要が高まっています。地域の課題やニーズを分析・把握し、住民が主体となって行う新たなサービスの創出や人材を育成する必要があります。

¹ 地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域の高齢者と必要なサービスを結び付けるための取組

² 身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の住民がそれぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考え、取り組んでいく地域活動

2 施策の方向性

- 見守りや支援が必要な方を把握し適切なサービスにつなぐとともに、関係機関と連携して、誰もが地域で安心して生活できるよう、様々な地域資源を活用した見守り・支援事業を推進します。また、見守りや支援が必要な方のみならず、家族や世帯全体を支援し、地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進するため、生活支援体制整備事業や小地域福祉活動も含め、家族・地域をまるごと支える仕組みを構築します。
- 複合化・複雑化した課題を抱える世帯や制度の狭間にある世帯の問題に対して、包括的な支援体制を整備し、支援していくとともに、多様な生活課題に対応できるよう、地域住民が主体的に関わることができる支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 区民相互の助け合いをベースとした地域力の向上を図り、生活支援サービスを充実するなど、見守りや支援が必要な方を地域全体で支える体制を構築します。加えて、近隣住民が集い、顔見知りを増やす居場所を地域につくることで、孤立を防ぐ施策を推進します。

3 計画事業

- (仮称) 包括的な支援体制の整備

施策2 福祉サービス利用者支援

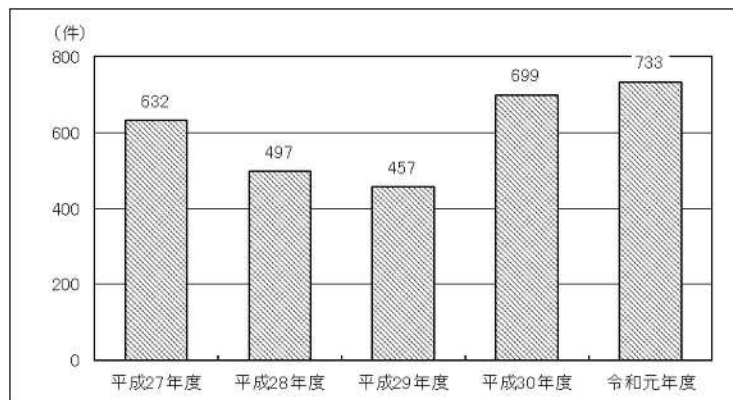
福祉サービスを安心して利用できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 介護人材の確保は全国的な課題になっています。そのため本区では、合同就職相談会の実施や、介護職員を対象とした資格取得の助成、スキルアップ研修を実施しています。今後も、区民に良質かつ適切なサービスを提供できるよう、介護人材の確保、育成の取り組みを強化する必要があります。
- 福祉サービスの利用を検討している区民に向けて、区の窓口やホームページ等で福祉サービス第三者評価³の評価結果の情報を提供しています。近年、福祉サービス第三者評価を受審した区内の事業所の数は概ね横ばい傾向で推移しており、受審事業所数の増加を図る必要があります。
- 近年、本区における成年後見制度⁴に関する相談件数や利用者は増加傾向にあり、本区でも市民後見人⁵を養成していますが、実務経験を積む場が不足しています。今後も、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでいく必要があります。
- 福祉サービスが多様化する中で、利用者からの苦情も今後さらに多様化、複雑化することが予想されます。今後も、福祉サービス苦情調整委員制度⁶を活用し、区民の権利及び利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

図表 成年後見センターの成年後見制度の相談件数

出典：福祉管理課資料



³ 第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価するもの

⁴ 認知症、知的障害、精神障害などにより物事の判断能力が不十分な方を対象に、本人を法律的に保護し、支えるための制度

⁵ 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者

⁶ 弁護士や大学教授等の有識者が公正・中立な立場で、区民の苦情の申立てを適切かつ迅速に処理することにより、区民の権利及び利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図るもの。また、施設ごとに、苦情相談窓口が設けられており、区が行っている指導監査の際に、苦情処理等の状況を点検している。

2 施策の方向性

- 介護人材の確保、定着を図るため、今後も合同就職相談会や資格取得の助成、スキルアップ研修等の実施によって介護職員の働きやすい環境づくりに努めるほか、管理者・責任者向けに介護職員の定着に必要なマネジメントの支援を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行い、利用相談に対応します。また、事業者に対して積極的な働き掛けを行い、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- 成年後見センターの中核機関⁷を中心に、成年後見制度について制度の周知や相談体制の充実を図るとともに、関係機関のネットワークを強化し、成年後見制度の活用を促進していきます。また、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職の意見を聞き、後見人の受任調整等を行うなど、専門職の支援を強化していきます。さらに、より多くの区民が成年後見制度を利用できるよう、市民後見人養成講座修了生が社会福祉協議会における後見補助業務等を通じて実務を習得する機会を増やし、市民後見人の育成を図ります。
- 福祉サービス苦情調整委員制度の認知度をさらに高め、活用を推進することで、区民が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えます。

3 計画事業

- 成年後見事業の推進
- 福祉人材の確保・定着支援

⁷ 日常の支援を行う関係者による支援チームづくりを進め、成年後見に係る法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を適切に運用していくために中核となる機関

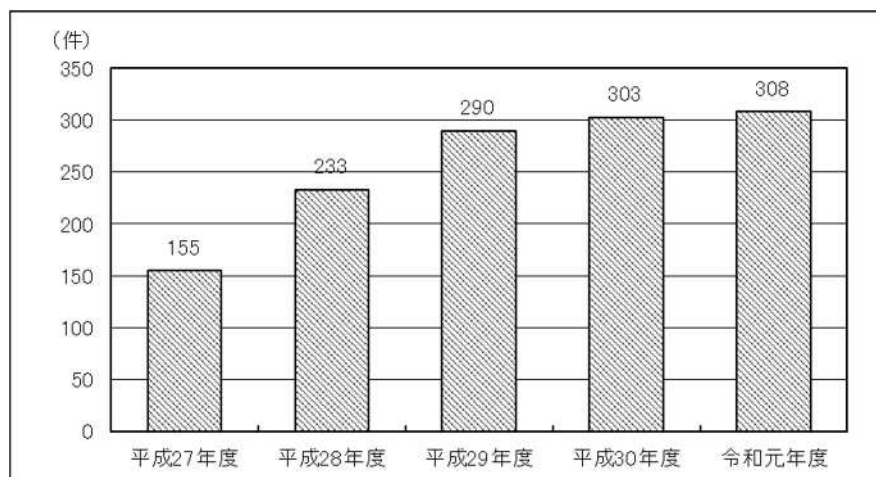
施策3 生活困窮者支援

生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 社会経済の構造的変化に対応し、これまで「制度の狭間」におかれてきた生活困窮者に対する支援を強化するため、生活困窮者自立支援法の制定と生活保護法の一部改正がなされました。今後、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方向の連携を明確化しつつ支援を行う必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度の相談件数は増加傾向にあり、専門的な知識を有する自立支援相談員がきめ細かな対応に取り組んでいます。今後も、個々の制度利用者に寄り添った支援を進め、就労支援や家計改善など、早期の自立を促進する必要があります。
- 今後、心身の障害、地域社会からの孤立、引きこもりなどの事情により就労経験・社会経験が乏しく就労が容易でない方の存在が一層顕在化すると予想されます。このような方に対し、関係機関と連携し、支援体制の強化を図る必要があります。
- 本区では、従来の公共職業安定所や就労専門員による支援に加え、専門性の高い事業者による就労に向けた動機付けを含めて支援した結果、生活保護を脱却した世帯の割合は増加しています。今後も引き続き、生活保護受給者の自立を助長する必要があります。
- 平成29年度東京都福祉保健基礎調査によると、東京都におけるひとり親世帯のうち、年間収入が200万円未満の世帯割合は、母子世帯では35.9%、父子世帯では14.3%です。ひとり親家庭が自立し経済的に安定した生活を送れるよう、関係機関が連携して様々な支援策を活用する必要があります。
- 本区では、子どもの学習支援事業を区立中学校全24校で実施しています。今後も、様々な要因から学習の定着に課題のある子どもたちの基礎学力の向上を図り、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることが求められています。

図表 生活困窮者自立支援制度の利用者数（自立支援計画策定者数）
出典：福祉管理課資料



2 施策の方向性

- 生活保護に至る前段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度と、適正な生活保護制度の運用によって重層的なセーフティネット体制を推進し、生活困窮者を支援します。
- 生活困窮者の自立を促進するため、包括的・計画的な生活困窮者自立相談支援事業⁸や、生活困窮者住宅確保給付金の支給などの支援を実施します。
- 自ら生活困窮者支援相談窓口に出向くことが難しい方には、アウトリーチ（訪問支援）を実施するとともに、特に困難や事情を抱える方には、関係機関と連携し、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるよう支援するなど、日常生活や社会生活面での自立を助長します。
- 就労が可能な生活保護受給者については、引き続き一人一人の個性や特性に合わせた就労支援を行います。
- ひとり親家庭が抱える課題と個別のニーズに寄り添い、ひとり親家庭の就労や就職に有利な資格取得や、子どもの進学費用の貸付け等の支援を充実させ自立を促進します。
- 学校・教育委員会と連携しながら、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもやその保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。

3 計画事業

- 生活困窮者自立支援事業

⁸ 生活に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、専門の相談員が、一人一人の課題に応じた支援計画を作成し、自立に向けた支援を行う事業

政策 6 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように
します

1 政策目的

高齢者が自分らしくいきいきと過ごすことができる環境をつくとともに、介護が必要となっても、住み慣れた地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるようにします。

2 施策の体系

政策 6 高齢者支援	
	施策 1 高齢者活動支援
	施策 2 介護予防
	【計画】(仮) 高齢者の介護予防事業
	施策 3 高齢者要介護・自立支援
	【計画】(仮) 認知症事業の充実
	【計画】(仮) 高齢者介護施設の整備等支援

このページは空白です

施策1 高齢者活動支援

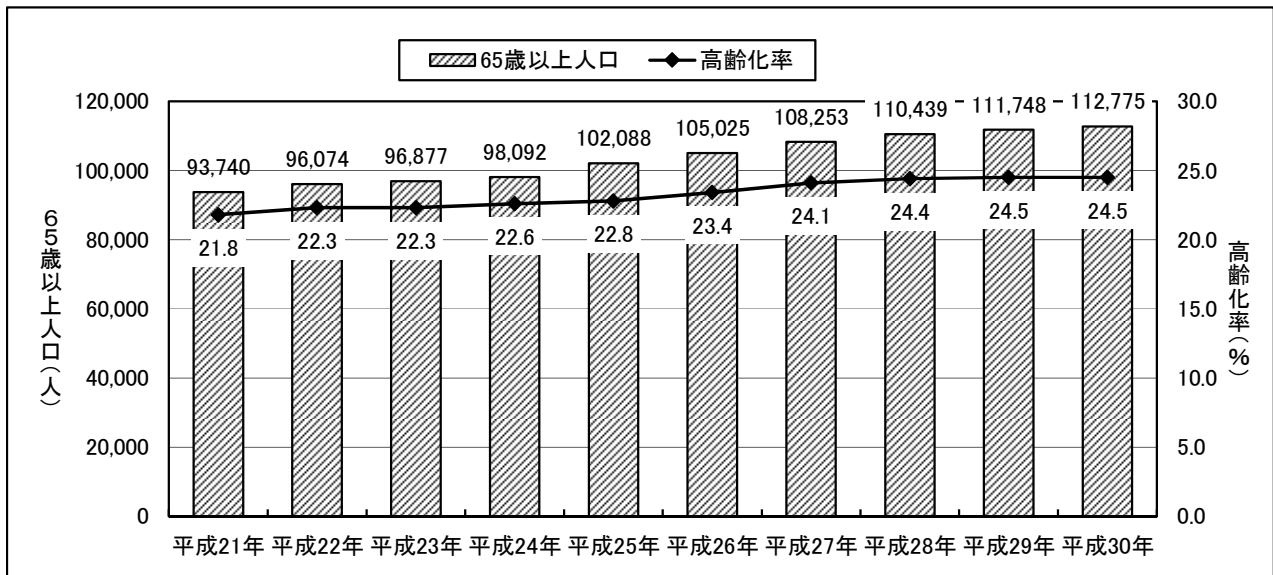
高齢者が就労や自主的な活動の場を持ち、自分らしくいきいきと生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の高齢化率¹は、令和7年頃には25.0%に上昇すると予測されています。本区では、高齢者が豊富な経験や知識を活かしつつ、就業や社会貢献活動などへの参加を通して、地域の中でいきいきと過ごすことができる環境づくりを進めています。
- 本区では、これまでに高齢者クラブ²やシルバー人材センター³への支援や、高齢者の就労支援のためのワークスかつしかの設置、社会参加セミナーやシルバーカレッジ、生きがい支援講座事業等を実施してきました。
- 近年、高齢者クラブやシルバー人材センターの60歳以上の登録者数は、減少傾向で推移しています。今後さらに高齢者人口が増加すると見込まれる中、自分らしく活動したいと考える高齢者がそれぞれの生活や心身状態に応じて活動できるように、支援を強化する必要があります。

図表 65歳以上人口及び高齢化率
(各年1月1日現在)

出典：戸籍住民課資料（葛飾区統計書）



¹ 総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合

² 概ね60歳以上の方が集まって社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っている団体。平成31年3月31日現在、150団体、60歳以上の加入率は7.5%

³ 区内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、生きがいづくり、社会参加、健康維持などのため、臨時的・短期的な仕事を提供する団体。平成31年5月31日現在、60歳以上の登録者数は2,890人、就業率は約68%

2 施策の方向性

- 人生100年時代の到来を見据え、先進的な生きがい活動事例等の情報を収集し、高齢者の社会参加を一層促進するための環境を整備します。
- 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、個々の希望に応じた情報提供等を行い、高齢者の就労や自主的な活動を支援します。
- 窓口における案内等を通して、自主的に活動する団体等のPRに努めるなど、高齢者の就労や自主的な活動が持続するように支援していきます。

3 計画事業

なし

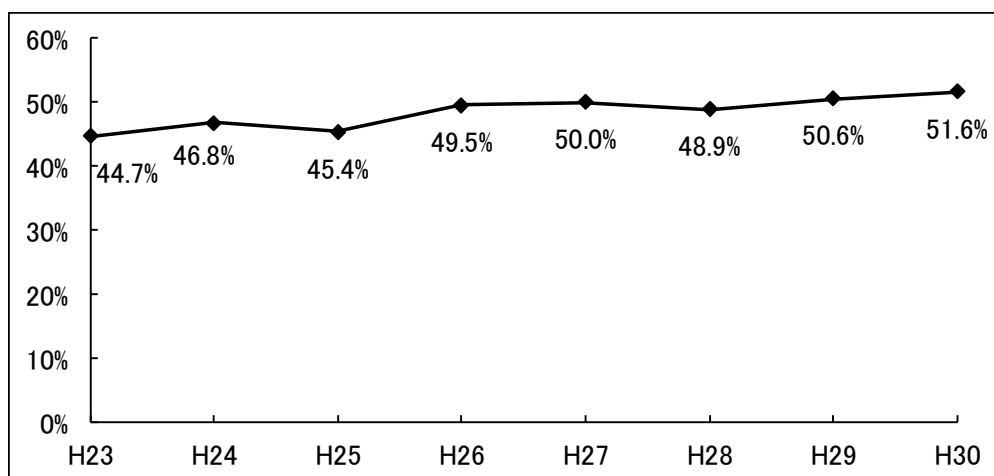
施策2 介護予防

介護予防活動を通して高齢者の生きがいづくりを支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、高齢者の身体機能の維持や認知症予防等を目的とした様々なプログラムを提供するとともに、通所型住民主体サービス⁴が展開されています。また、区民の継続的な介護予防を促進するため、自主グループ等を支援するとともに、フィットネスクラブと協働し、運動のきっかけづくりを支援しています。
- 今後、高齢者の様々なニーズに対応するため、区または自主グループ等が実施する様々な事業や活動に対して、一体的な支援ができる体制を整備する必要があります。
- 近年、高齢者が様々な介護予防活動に取り組む一方、リーダーの高齢化や新規加入者の減少等により、自主グループの活動そのものが困難になるなど、活動の継続に支障を来す事態が生じています。そのため、地域の自主グループが持続的に活動できるように支援するとともに、これから65歳を迎える方の参加を促す必要があります。
- 高齢者等サロンを実施する自主グループ等への支援を充実し、より高い効果を得ることができる介護予防活動としていく必要があります。

図表 60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



⁴ 地域の自主グループやNPO法人等が実施する介護予防活動を通して、高齢者が交流できる通いの場である「高齢者等サロン」と、高齢者の介護予防及び重度化防止のために、介護サービス事業者等が実施する介護の専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービスである「ミニ・デイサービス」の2つがある。

2 施策の方向性

- 高齢者の介護予防と合わせて就労や社会参加活動など、高齢者の様々なニーズに一体的に対応し、活動を自ら選択できる体制の構築や情報提供の充実を目指します。
- 地域における介護予防の担い手となるリーダーを養成し、自主グループが持続的に活動できるよう支援する体制を整えます。また、新たに65歳を迎える方の参加の増加を図るため、介護予防活動及び各地域における自主グループ活動の内容や状況を発信するなど、継続的な周知に取り組みます。
- 保健師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の専門職を地域の自主グループに派遣し、計測・分析等の支援を行うことで、より高い効果を実証できる介護予防活動を進めます。

3 計画事業

- (仮) 高齢者の介護予防事業

施策3 高齢者要介護・自立支援

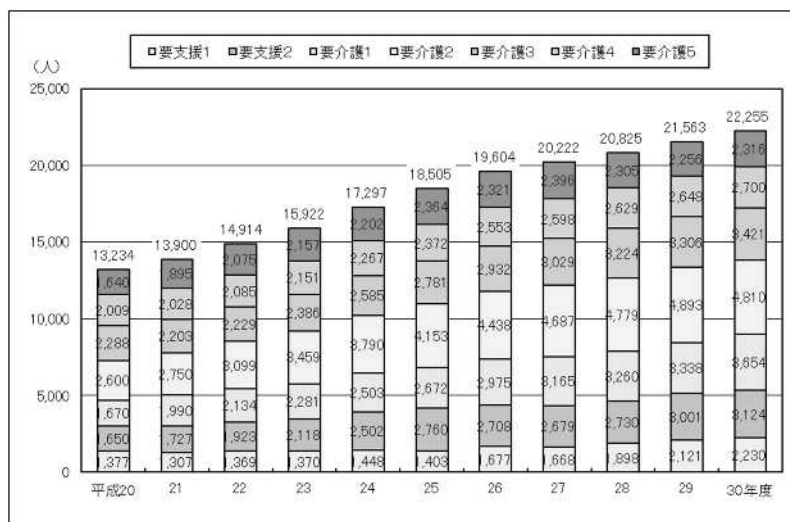
高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を7つの日常生活圏域ごとに2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。区内における平成30年度の要支援・要介護認定者数は、平成20年度と比べて約1.7倍の22,255人であり、今後さらに増加することが見込まれています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤立死の増加が懸念されています。
- 本区の調査⁵結果によると、要支援・要介護認定者のうち約7割が、現在の住まいで生活したいと希望しています。区民のニーズを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。
- 令和2年4月1日現在、本区の特別養護老人ホームの整備率⁶は、約24%となっています。また、認知症高齢者グループホームは34施設、小規模多機能型居宅介護は5施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は2施設が整備されています。今後、要介護高齢者の推移やサービスの利用動向に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- 幅広い世代に対し、認知症に対する正しい理解を普及啓発するため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置、イベントや広報活動に取り組んでいます。今後、認知症高齢者の増加により、介護する家族の経済的・精神的負担が懸念される中、認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会づくりが必要です。

図表 要介護・要支援認定者数

出典：介護保険課資料



⁵ 本区が平成29年度に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」の基礎的な資料とするため、区内在住の65歳以上の高齢者を、要支援・要介護の認定を受けていない方と、要支援・要介護認定を受けている方に分け、それぞれ生活実態や意向等を把握、分析することを目的に実施した「高齢者の生活に関する調査」

⁶ 特別養護老人ホームの定員数を要介護3以上の認定者数で除した率

2 施策の方向性

- 高齢者総合相談センターの職員体制の充実及び人材の育成を図り、関係機関との連携及び地域ネットワークを強化します。また、支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の把握に努め、継続的な見守り等を行います。
- 必要な介護サービス量を確保するため、各介護サービスの需要を見極め、その結果を介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に適切に反映させます。
- 特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、各施設の利用状況や入所状況等を把握し、施設サービス量を確保していきます。また、老朽化した介護施設の大規模工事にあたっては、代替施設を整備することで、利用者の住環境及び安全面に配慮するとともに、予防保全も含めた改修工事を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
- できる限り早期の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげることで、重度化を防ぎ、本人と家族の生活の質を維持することで、地域で安心して暮らし続けられるようにします。また、幅広い世代が認知症への正しい理解を深める普及啓発に取り組みます。

3 計画事業

- (仮) 認知症事業の充実
- (仮) 高齢者介護施設の整備等支援

政策7 障害者支援

障害のある方が、その人らしく安心して生活できるようにします

1 政策目的

障害のある方もない方も誰もが、自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けることができるようにします。

また、発達の違いや障害のある方が、一人一人の状況に応じ、ライフステージに応じた適切な支援を受け、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できるようにします。

2 施策の体系

政策7 障害者支援	
	施策1 障害者自立支援
	【計画】 障害者施設の整備支援
新規	【計画】 障害への理解と交流の促進
	施策2 障害者就労支援
	【計画】 障害者就労支援事業
	施策3 児童発達支援
新規	【計画】 居宅訪問型児童発達支援
	【計画】 保育所等訪問支援

このページは空白です

施策1 障害者自立支援

障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、就労継続支援¹や生活介護²、自立訓練³などを行う施設の整備支援を行い、施設での日中活動を希望する方の活動の場や、地域で生活を支援するための拠点を確保してきました。今後は、医療的ケアが必要な障害のある方や、車椅子利用者を主とする重度重複障害のある方の受入枠を拡充する必要があります。
- 今後、障害のある方自身の重度化・高齢化、親等の高齢化や死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなるケースが増えていくことが懸念されています。
- 近年、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる相談が増加傾向にあります。多様な相談に適切に対応するため、区と民間の機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる体制を構築するとともに、生涯に寄り添う支援に取り組む必要があります。
- 障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいを支援する必要があります。
- 本区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者の虐待に関する相談支援体制を整備しています。また、障害者差別に関する相談窓口を設置し、障害者差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行う体制を整えています。今後も、障害者の虐待に適切に対応するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に関する取組を推進する必要があります。

¹ 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う支援

² 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供

³ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために実施する訓練

2 施策の方向性

- 全ての障害のある方が日中活動の場を確保できるようにするため、サービスの必要量に合わせて施設の整備を支援するとともに、既存施設を活用した場の確保に取り組む法人等への支援策を検討します。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」へ備え、支援や家族の状況等を的確に把握し、個々のニーズに合わせた居宅サービスや施設サービスを組み合わせることで、在宅生活を適切に支援します。加えて、支援拠点の整備を促進することで、安定したサービスの提供を確保します。
- 多様化する支援ニーズに的確に対応するため、相談支援事業所における人材育成に取り組み、支援の質を向上することで、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握したケアマネジメント⁴を確実に実施するとともに、障害のある方のライフステージに応じて、教育機関・医療機関等との連携を図ります。
- 施設等から、ひとり暮らしへ移行を希望する障害のある方について、地域生活を支援するため、自立生活援助事業所⁵の整備・運営支援を検討します。また、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- 障害者虐待の防止や早期発見の取組を進め、養護者や福祉施設従業員等による虐待や不適切な対応があった場合には、養護者への支援や福祉施設への指導を行い、虐待を受けた方を保護します。また、障害者差別に関する相談窓口寄せられた事例を「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」等の場で共有するとともに具体的な対応策を検討します。

3 計画事業

- 障害者施設の整備支援
- 障害への理解と交流の促進

⁴ 福祉サービスに係る利用計画を策定し、サービスの提供、サービス利用後のモニタリングを行うこと

⁵ 施設入所支援又は共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行したとき、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上でのさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに助言等の援助を行う事業所

施策2 障害者就労支援

障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

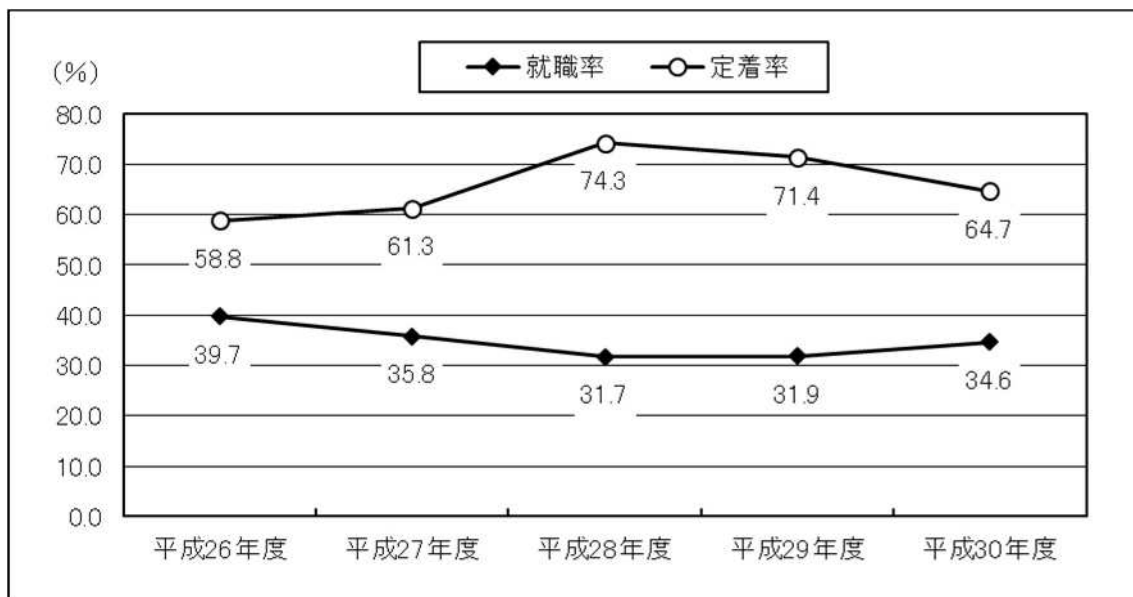
- 本区では、障害のある方が一般企業への就労に備え経験を積む場として、チャレンジ雇用事業を実施するとともに、就労支援や就労後の職場定着支援を実施しています。近年、特例子会社⁶が年々増加傾向にあることに加え、短時間勤務の雇用を行う事業者に対する給付金が創設されるなど、障害のある方の活躍に向けた環境の充実が図られています。今後、特例子会社を含めた一般企業への就労を促進する必要があります。
- 障害のある方が就職後に会社で困った時に相談を受け、できるかぎり働き続けられるように支援するため職場訪問を行っています。近年、障害者就労支援センターへの登録者数が毎年100名程度ずつ増加しており、職場訪問を十分に行えなくなるおそれがあります。
- 本区では、「葛飾区障害者就労施設等からの物品等調達推進方針⁷」に基づき、区内障害者施設からの物品調達を推進するなど、通所施設利用者の工賃向上に取り組んでいます。今後も、福祉的就労への支援の充実を図る必要があります。

図表 障害者就労支援センター登録者の就職率、就労定着率

出典：障害福祉課資料（事務事業評価表）

注1）就職率（％）＝就職者数／就職希望者数（登録者数－就職活動未実施者数）×100

2）定着率（％）＝就労継続者数（3年間同一職場）／新規就労者数（3年前）×100



⁶ 障害のある方の雇用の促進及び安定化を図ることを目的に設立された会社

⁷ 本区による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的としたもの

2 施策の方向性

- 就労意欲のある障害のある方について、障害者就労支援センターと民間の就労支援施設及びハローワークとの連携を強化し、一般企業への就労を支援します。また、短時間であれば就労可能な障害のある方の雇用機会の確保に向けた仕組みを試行します。
- 障害のある方が個々の能力を生かして働き続けることができるよう、一般企業へ就労した後も、就労定着支援事業所や就労先の事業所と連携を図りながら、職場定着のための切れ目のない支援を実施します。
- 障害者就労支援施設に対して経営コンサルタントを派遣し、収益性の高い事業の実施・改善を提案するなど、工賃向上に結び付く事業を展開できるよう支援します。また、区の発注により工賃向上が図れるよう、障害者施設の物品及び労務の提供に関する情報を収集し、区の各部署へ提供するとともに、共同受注体制構築事業⁸における区の体制を整備し、受注量の拡大を図ります。

3 計画事業

- 障害者就労支援事業

⁸ 顧客（発注者）から依頼された仕事を複数の障害者施設が共同で受けること。仕事を受けたそれぞれの施設は、作業を分担または、分割して進め、最終的に成果物をまとめて顧客（発注者）に納入することをいう。

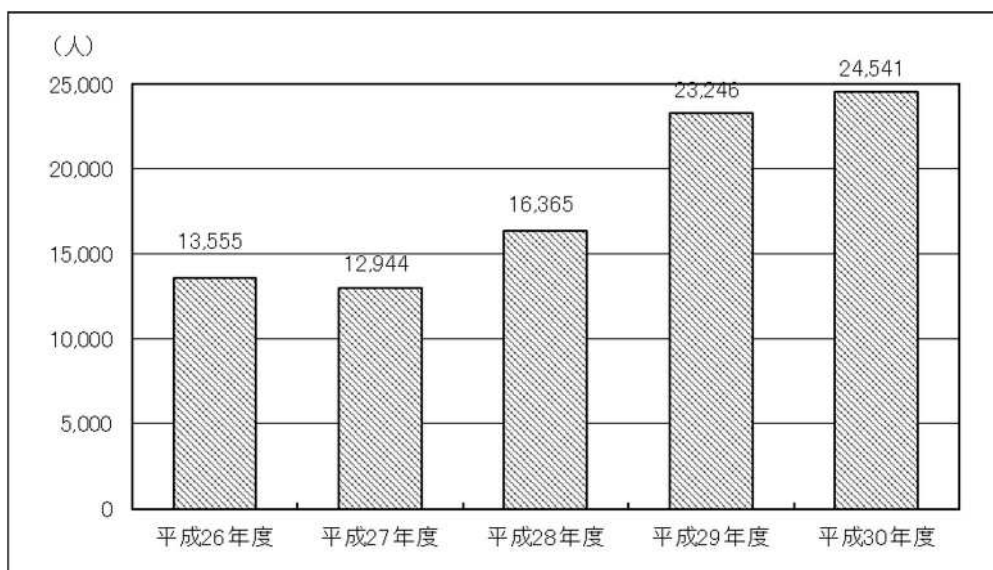
施策3 児童発達支援

発達心配される児童一人一人の発達を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、新たな施設の開設による児童発達支援センターの定員枠の拡大や、療育機関をはじめとした関係機関との連携により、発達に課題のある児童を早期に発見し、療育機関に繋げる取り組みを進めてきました。今後も療育等の支援が必要な児童が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関の連携体制を強化する必要があります。
- 本区では、幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児への実際の療育を通して、施設職員や保護者に対し、児童や支援の状況を伝える保育所等訪問支援を実施しています。今後も、幼児への療育および職員等への助言を行う事業所の増加を促進する必要があります。
- 重度の障害等により外出が困難な児童の療育の機会が限られていることから、適切な療育を受けられるよう、新たな事業を検討する必要があります。

図表 児童発達支援センター（児童発達支援）延べ利用児童数
出典：障害者施設課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- 発達に課題のある児童が身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けることができるよう、療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が連携し、適切な支援に繋がる体制を構築していきます。
- 保育所等訪問支援を促進するため、実施推奨と課題整理を行うとともに、療育について専門的な知識と経験を有する人材の育成を図ります。
- 重度の障害等のために外出が困難な児童など、発達支援への多様なニーズに対応するため、居宅訪問型の児童発達支援について、子ども発達センターを中心とした検討に取り組みます。

3 計画事業

- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

政策 9 防災・生活安全

災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちにします

1 政策目的

災害時の被害を最小限に食い止める事前復興の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるようになります。

誰もが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ち、地域住民が一体となった防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪のない安全・安心なまちにします。

2 施策の体系

政策 9 防災・生活安全	
施策 1	防災街づくり
	【計画】四つ木地区の街づくり
	【計画】東四つ木地区の街づくり
	【計画】東立石地区の街づくり
	【計画】堀切地区の街づくり
	【計画】民間建築物耐震診断・改修事業
	【計画】地盤の液状化対策
施策 2	災害対策
	【計画】災害対策本部運営の強化
	【計画】水害対策の強化
	【計画】受援・物資搬送の強化
新規	【計画】女性視点の防災対策推進
新規	【計画】災害医療体制の強化
施策 3	防災活動
	【計画】地域防災の連携・強化
	【計画】防災の意識啓発
	【計画】防災活動拠点の整備・更新
	【計画】学校避難所の防災機能の強化
	【計画】災害時協力井戸設置助成
施策 4	地域安全対策
	【計画】地域安全活動支援事業
施策 5	消費生活
	【計画】消費者対策推進事業

このページは空白です

施策1 防災街づくり

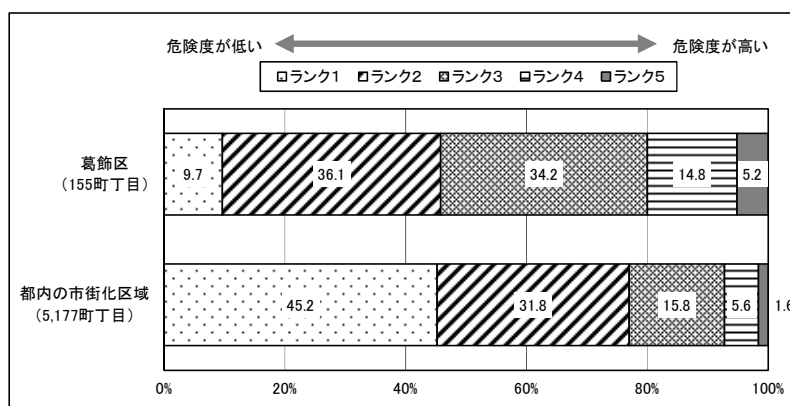
災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 内閣府によると、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。そのため本区では、密集住宅市街地整備促進事業¹により、災害に強い街づくりを進めています。また、東京都「木密不燃化10年プロジェクト」で「不燃化特区²」に指定された地区では、延焼による焼失率がほぼゼロとなる「不燃領域率70%」を目標に掲げ、不燃化建替えを促進しています。
- 本区では、令和2年度までに建築物の耐震化率を95%にする耐震改修促進計画の目標達成のため、意識啓発や耐震助成制度を実施しています。助成事業の実績は大幅に伸びているものの、目標達成には、さらなる努力が必要な状況です。
- 本区では、地盤の液状化による住宅の被害を軽減させるため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施しています。しかし、費用、期間などの問題から事業の利用件数は伸び悩んでいます。

図表 地震に関する地域危険度
(建物倒壊や延焼の危険性を表す総合危険度)

出典：東京都都市整備局「第8回地震に関する地域危険度測定調査（平成30年3月）」



¹ 道路の拡幅により、消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートルの道路を整備するほか、公園やポケットパークを整備し、防災性の向上や居住環境の改善を図る事業

² 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、整備地域の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進するとしている。

2 施策の方向性

- 今後も引き続き、不燃化特区内の住環境の改善及び防災性の向上を図るため、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、不燃化建築物への建替えなどを総合的に推進するとともに、区民の防災への意識や防災まちづくりの機運を醸成していきます。また、不燃化特区以外においても、地域危険度の高い木造住宅密集地域の環境改善の方策について、住民と協働し検討していきます。
- 耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化の必要性和区を取組を説明し、耐震化率の向上に結びつけます。
- 液状化対策を促進するため、企業や専門家との情報交換により、一般の住宅で多く採用されている地盤調査による精度の高い液状化判定方法や新たな対策の技術について検討するとともに、既存の助成制度を適切に見直します。

3 計画事業

- 四つ木地区の街づくり
- 東四つ木地区の街づくり
- 東立石地区の街づくり
- 堀切地区の街づくり
- 民間建築物耐震診断・改修事業
- 地盤の液状化対策

施策2 災害対策

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、本区では、首都直下地震や大規模水害等の災害の発生時に、災害情報の迅速な伝達体制の強化や迅速な復旧の中核を担う災害対策本部の機能強化、情報連絡体制の整備充実に取り組んでいます。
- 災害対策本部訓練の実施や区本庁舎への蓄電池の導入、受援計画³の策定を行うとともに、災害監視カメラの設置や災害時の被害情報の蓄積に資する防災システムの導入を進めています。また、要配慮者利用施設や防災市民組織である自治町会の会長・防災部長宅に、屋内で聞くことができる防災行政無線の端末設置等を進めています。
- 今後も、災害対策本部の機能強化を図るとともに、災害時の困難な状況においても、確実に区民に正確な災害情報を伝達できるよう、ICT等を活用した最新の情報収集・発信手段の確保に取り組む必要があります。
- 女性や子ども、高齢者等の災害時要配慮者など多様な区民の視点に立ったきめ細やかな対策や、気候変動により増加が見込まれる台風等自然災害に備えて、国や都と連携した更なる治水対策の強化や自主避難のあり方など、台風の激甚化への対策が必要です。
- 水害対策を強化するため、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針⁴」を策定し、広域避難の必要性の周知に取り組んでいます。併せて、公共施設の洪水緊急避難建物への指定や、都、UR、自治町会、民間マンションとの協定締結を進め、一時避難施設の確保に努めているほか、令和元年6月に「浸水対応型市街地構想⁵」を策定し、その実現方策の検討を進めています。
- 災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体や区内医療機関等との連携により緊急医療救護所⁶の開設・運営訓練を実施しています。今後、より実効性のある医療救護活動ができるよう、医療体制や運営方法等を明確化する必要があります。

³ 発災後に全国から駆け付け、復旧・復興の支援にあたる自治体の職員等を適切に配置し、迅速な復旧復興に役立てるための計画

⁴ 東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）を対象に、住民への情報伝達や広域避難等の課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について、江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像や現段階における対応方針を明らかにしたもの

⁵ 今後高まる水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指して策定

⁶ 大規模災害により多数の傷病者が発生した際に、発災後概ね72時間までに開設する救護所で、区内では8か所の設置を予定し、主に軽症者の治療や病院への転送の要否及び転送順位の決定等を実施

2 施策の方向性

- 発災後に発生する膨大な復旧・復興作業に対して効率的かつ効果的に対応できるよう、国や都の動向等を注視しながら、地域防災計画や震災復興マニュアル、施設・設備・備蓄の運用方法等の見直しを推進します。
- 自助・共助における日頃の備えを促進していくため、防災訓練だけでなく、あらゆるイベント等を通じて、区民に大規模災害に対する普及啓発活動を推進します。
- 防災対策に女性の意見を取り入れ、災害時においても、避難所等において安心して過ごすことができる仕組みを整備します。
- 大規模水害に備え、広域避難について検討を進めるとともに、避難者が逃げ遅れた場合に備えた一時避難施設や自主的な避難先の確保を推進します。
- 大規模水害のリスクに備えるため、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現に向けて、堤防と一体的となった市街地の防災拠点等の整備や集合住宅・商業施設など民間施設の浸水対応化等を検討します。
- 災害時に区民の生命を守るため、医療関係団体や区内医療等と連携し、災害時医療救護計画や救護所ごとの開設マニュアルの見直し等を行い、実効性のある医療救護活動ができる体制の構築を進めます。

3 計画事業

- 災害対策本部運営の強化
- 水害対策の強化
- 受援・物資搬送の強化
- 女性視点の防災対策推進
- 災害医療体制の強化

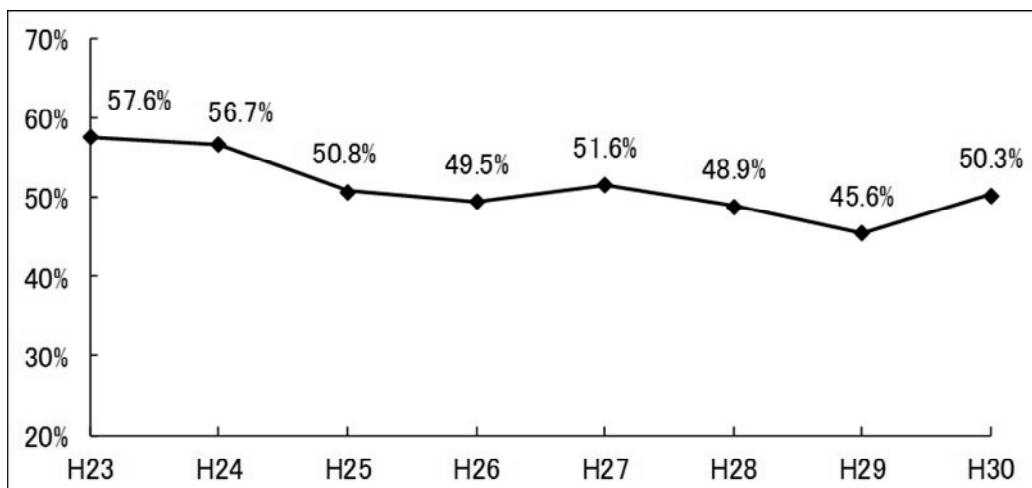
施策3 防災活動

災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区では、災害発生時に、自助・共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、広報紙やホームページ等による広報の強化、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車・まちかど防災訓練車・水陸両用車等を活用した防災訓練等を実施しています。
- 自助・共助・公助の連携強化を図るため、地域住民が主体となって検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワークの構築や地域防災拠点づくりの支援を行っています。また、地域住民による学校避難所の自主運営を促進するほか、防災資器材の現物支給や資器材購入費の助成等により、防災市民組織や消防団等の組織力の維持・向上を図っています。
- 防災市民組織による自主防災活動の場（防災活動拠点）として、公園に資器材を保管した倉庫やマンホールトイレ、かまどベンチ等を整備しています。区民のニーズや大規模災害の状況に応じて整備を見直す必要があります。
- 幅広い防災知識を持った防災士や防災コンサルタント等を活用し、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等への参加を通じ、お互いに顔の見える関係をつくり上げ、地域における災害対応力の強化に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、区民の防災意識の向上と防災に対する備えの充実を図る必要があります。また、今後、超高齢化社会の進展により、災害時要配慮者の増加が見込まれる一方で、支援の担い手となる若年層が一層不足することが懸念されます。

図表 災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- 災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を基本に据え、区民が主体的に、あるいは区と協働して取り組む防災体制を構築します。
- 地域の防災力をより効果的・効率的に高めていくため、近年の激甚災害の増加による区民の防災意識の高まりを捉え、防災訓練等への参加を促すとともに、避難所である小・中学校や防災活動拠点である公園など、地域住民にとって身近な公共施設を活用した防災訓練等について、防災市民組織と区災害対策本部が連携して取り組んでいきます。

3 計画事業

- 地域防災の連携・強化
- 防災の意識啓発
- 防災活動拠点の整備・更新
- 学校避難所の防災機能の強化
- 災害時協力井戸設置助成

施策4 地域安全対策

犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 平成30年の区内の犯罪発生件数は3,654件であり、前年と比べ587件減少しており、地域団体が行う自主的な防犯活動や防犯カメラの設置の広がりなどが、犯罪の抑止につながっていると考えられます。一方、地域の防犯活動の担い手は減少傾向にあり、若年層の防犯活動への参加促進、区と地域の防犯担当者との関係強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要です。
- 全刑法犯に占める自転車盗難の被害の割合は約41%と依然として高く、令和元年5月末時点では23区中で7番目に多い件数となっています。本区では、亀有・葛飾警察署や関係機関等との連携を強化し、駅周辺でキャンペーンの実施、警告札の貼付等の予防活動に取り組んでおり、今後も自転車盗難に対する予防活動の維持・強化が必要です。
- 特殊詐欺⁷被害は増加しており、犯人の手口が巧妙になっています。そのため、本区では、消費生活センターや高齢者支援課等の庁内関係部門、亀有・葛飾警察署、関係機関等との情報共有を図りながら対策に取り組むとともに、様々な予防啓発活動を実施しています。今後も特殊詐欺被害に対する継続的な予防活動の維持・強化が必要です。

図表 刑法犯発生件数

出典：警察庁資料（葛飾区統計書 平成30年刊行）

	総数		凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他刑法犯	
	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)	実数 (件)	対前年 増減率 (%)
平成26年	5,615	15.4	31	34.8	211	▲ 8.7	4,413	22.7	195	14.0	31	10.7	734	▲ 9.8
平成27年	4,547	▲ 19.0	16	▲ 48.4	206	▲ 2.4	3,489	▲ 20.9	178	▲ 8.7	23	▲ 25.8	635	▲ 13.5
平成28年	4,137	▲ 9.0	14	▲ 12.5	171	▲ 17.0	3,128	▲ 10.3	181	1.7	35	52.2	608	▲ 4.3
平成29年	4,255	2.9	27	92.9	196	14.6	3,177	1.6	207	14.4	32	▲ 8.6	616	1.3
平成30年	3,670	▲ 13.7	22	▲ 18.5	257	31.1	2,558	▲ 19.5	248	19.8	28	▲ 12.5	557	▲ 9.6

⁷ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空または他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺

2 施策の方向性

- 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、若年層の防犯活動への参加促進や自主的な防犯活動に対する支援の充実、防犯カメラの設置を進めるとともに、今後も「葛飾区安全・安心情報メール」などにより迅速に区内の犯罪情報・不審者情報を配信することで、地域の防犯力の向上を図ります。
- 自転車盗難対策として、大型看板や横断幕の設置、児童・生徒への啓発を実施するなど、警察署や交通安全対策担当課等と連携しながら、盗難防止を図ります。
- 留守番電話設定の啓発、自動通話録音機の配付、金融機関での被害防止用音声機器の設置、安全・安心まちづくりに関する協定締結事業者と連携した取組など、警察署や消費生活センター、高齢者総合相談センター等と連携した特殊詐欺被害の防止対策を推進します。

3 計画事業

- 地域安全活動支援事業

施策5 消費生活

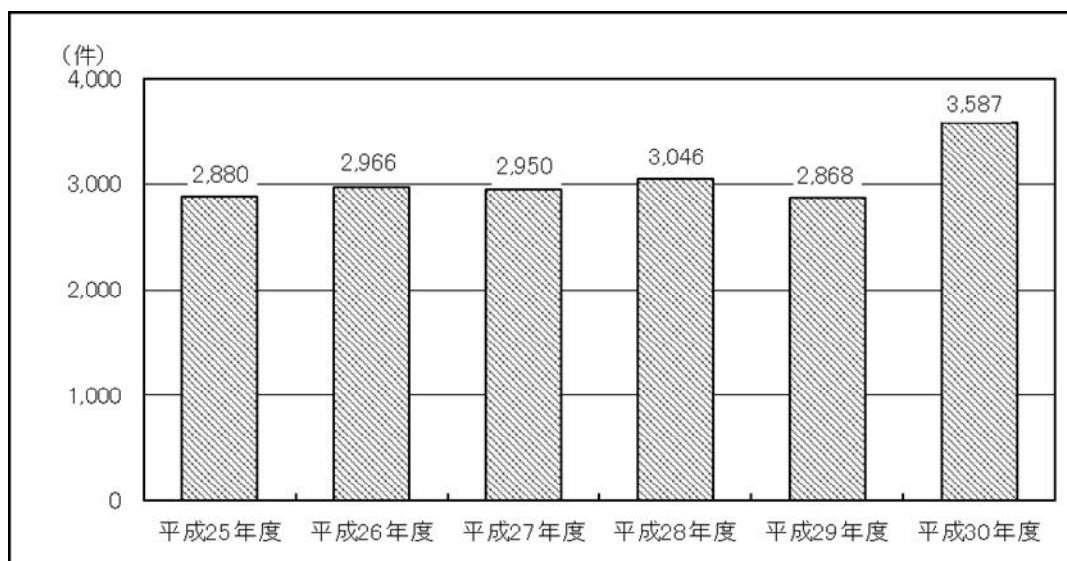
正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 本区の消費生活相談の受付件数は、平成16年度をピークに平成24年度までは減少傾向にありましたが、平成25年度に増加に転じて以降は3,000件前後を推移しており、平成30年度には3,587件にまで増加しました。個々の案件をみると、はがきによる架空請求等の新たな手口による詐欺被害等だけでなく、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しています。
- 消費者被害を未然に防止するため、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム⁸」に基づき、全世代を対象とした消費者教育を推進しています。今後、成年年齢の引き下げに伴った若者の消費者被害の増加や、外国人人口の増に伴う外国人相談者の増加等が予想されます。

図表 消費生活相談件数

出典：消費生活センター資料（葛飾区統計書 平成30年刊行）



⁸ 消費者教育の一層の推進を図るため、今後取り組むべき消費者行政の方向性を示したものの。東京都の「消費者モデル事業」の一環として立ち上げた「消費者教育地域連絡会議」で議論等を重ね、平成28年度に策定

2 施策の方向性

- 外国人住民を含め、区民が消費者被害に遭わないよう、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、全世代を対象とした消費者教育を推進するとともに、福祉部局や教育委員会との連携を深め、小・中学生に対する早期の消費者教育を行います。
- 消費者被害が生じた場合には、その救済を図るとともに、新たな手口による詐欺被害等や悪質かつ巧妙化した手口による被害、成年年齢の引き下げや外国人の人口増等の社会状況の変化に対応した取組を推進します。

3 計画事業

- 消費者対策推進事業

政策 16 子ども・家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします

1 政策目的

妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが元気に育つまちをつくります。

子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えられるようにします。

2 施策の体系

政策 16 子ども・家庭支援	
施策 1	母子保健
	【計画】 ゆりかご葛飾
施策 2	子育て家庭への支援
新規	【計画】 子ども未来プラザの整備
	【計画】 通年型預かり保育の実施
施策 3	仕事と子育ての両立支援
	【計画】 保育所の整備
	【計画】 保育人材の確保
施策 4	放課後支援
	【計画】 学校施設を活用した放課後子ども支援事業
新規	【計画】 わくわくチャレンジ広場の充実
施策 5	子ども・若者支援
	【計画】 児童相談体制の強化
	【計画】 かつしか子ども応援事業
	【計画】 若者支援体制の整備
	【計画】 子ども・若者活動団体支援

このページは空白です

施策1 母子保健

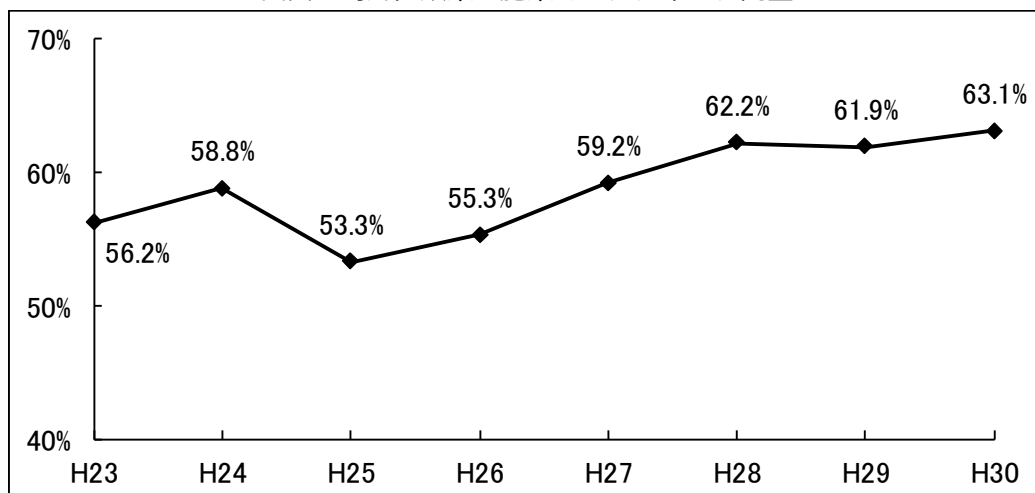
安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 「安心して子育てができると思う区民の割合」は、平成25年度から約10ポイント上昇し、平成30年度には63.1%に達しています。本区では、全ての妊産婦に寄り添った支援を行うため、ゆりかご面接¹を実施し、実施率は81.4%（平成30年度）に達しています。
- 本区では、妊娠後期訪問事業²やこんにちは赤ちゃん訪問事業³などを通じ、母親の育児不安や孤立感の軽減に取り組んでいるほか、子ども未来プラザ⁴などの身近な施設において、保健師・助産師・看護師と保育士などの専門職が連携した相談支援を行っています。出産後間もない産婦は心身が不安定になる場合があるため、安心して子育てができるように引き続き支援する必要があります。
- 近年、妊娠・出産・育児に対して不安を抱える保護者や児童虐待の件数が増加傾向にあります。そのため、今後、保護者の相談体制や、児童虐待の未然防止及び早期発見に向けた取組を強化する必要があります。
- ネグレクト（放棄・放任）や居所不明等などの理由により、乳幼児健康診査を未受診の子どもが1割程度存在しています。今後、受診率の向上を目指すとともに、未受診児の保護者の状況把握や支援に取り組む必要があります。

図表 安心して子育てができると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ 妊娠届出時に保健師・助産師などの専門職と面接し、妊娠期から子育てのサポートプランを作成する取組

² 妊娠28週～36週の妊婦の方の家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の生活に必要な準備、体調、育児、区の支援サービスについて相談を実施

³ 生後4か月になるまでの赤ちゃんのいる家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の体調のこと、子育てのことなどさまざまな相談を実施

⁴ 妊娠期から成人するまでのすべての子どもとその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を実現する施設

2 施策の方向性

- 妊娠・出産・育児に関する不安を軽減し、妊婦や家庭の状況に応じたサポートプランを作成するゆりかご面接の実施率100%を達成するとともに、電話相談、来所面接や家庭訪問など様々な相談方法で継続的なフォローを実施します。
- 産婦の心身の健康状態を確認し、適切な支援をするため、産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。また、産後の健康管理や授乳などに不安を抱える母子に対して、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケアや、妊産婦向けの教室・講座、ショートステイ・トワイライトステイなどの充実を図ります。
- 妊娠後期訪問やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等を通して、子どもの成長や家庭の状況等を把握し、妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行います。
- 妊娠中のゆりかご面接、出産後のこんにちは赤ちゃん訪問等の様々な機会を捉え、乳幼児健康診査の必要性を啓発していくとともに、健診未受診者については、情報を関係機関で共有し、継続的な支援を実践します。
- 既に家庭を持っている世代だけでなく、これから親になる世代も対象に、家庭を持ち、子を生み、育てるということについて考えるきっかけを提供し、将来自らが親になった時に親としてどのように成長していくべきかについて意識啓発を図ります。

3 計画事業

- ゆりかご葛飾

施策2 子育て家庭への支援

子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに関する孤立感・不安感や、子育て中の保護者の負担感が増加しています。保護者の状況にあわせた情報提供や、子育てに関する相談機能の充実により、負担感の解消を図る必要があります。
- 子どもたちが地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで成長していけるよう、地域住民及び子どもに関わる関係機関等との連携により、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める必要があります。
- 近年、子育て施設等における保育の利用人数が年々増加しています。子育て家庭の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供していく必要があります。
- 本区の子育てひろば⁵と一時保育⁶の延べ利用者数はいずれも減少傾向にあり、子育て家庭の利用しやすさを考慮した事業を展開する必要があります。
- 本区では、子ども・子育て支援法⁷に基づく特定教育・保育施設等⁸の指導検査⁹を開始し、令和元年度の指導検査実施率は63.1%と年々増加しています。都内の保育施設数が急増する中、今後も保護者が安心して子どもを預けられるよう指導検査を強化していく必要があります。
- 本区では、「子育て支援施設の整備方針」に基づき、地域の拠点施設となる子ども未来プラザの整備を進めています。区内の児童館の老朽化が進み、年間利用者数も減少傾向にあることから、今後、児童館のより効果的・効率的な活用を図る必要があります。

⁵ 子育て中の親が出会い、情報交換や相談ができる拠点。主に0～3歳のお子さんと保護者の方が対象

⁶ 区内にお住まいで、買い物・通院・就学・介護などにより家庭での保育が一時的に困難となった就学前のお子さんを、保育園でお預かりする制度

⁷ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実などを図ることを目的に制定

⁸ 子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費などの支給に係る施設として確認を受けた認可保育園や認定こども園など

⁹ 特定教育・保育施設等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、区で定めた基準などの実施状況について確認する検査

2 施策の方向性

- 子育てに関する孤立感・不安感や子育て中の保護者の負担感を解消するため、子ども未来プラザや子育てひろばにおける相談支援の充実を図ります。
- 地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めるため、子ども未来プラザが中心となり、子育て支援施設や民生・児童委員などの地域の子育て支援資源と連携する子育て支援ネットワークを構築していきます。
- 子育て家庭の多様なニーズに応えるため、幼稚園の預かり保育の充実を図ります。
- 子育て家庭の利便性向上を図るため、保育所の整備などに合わせて子育てひろばや一時保育を区内にバランスよく、使いやすいように設置します。また、子ども未来プラザの子育てひろばが中心となり、民間の子育てひろばと相互に連携して情報交換を行うなど、子育てひろば事業の活性化を図ります。
- 保護者が安心して保育施設に子どもを預けられるようにするため、指導検査の強化を図ります。
- 子育て家庭のニーズに対応するため、基幹型児童館を子ども未来プラザとして整備するとともに、母子保健と子育て支援の一体的な提供を行うなど機能の拡充を図ります。また、その他の児童館については、施設更新の時期や需要減少が著しい場合、他用途への転用なども含め、今後のあり方を検討します。

3 計画事業

- 子ども未来プラザの整備
- 通年型預かり保育の実施

施策3 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます

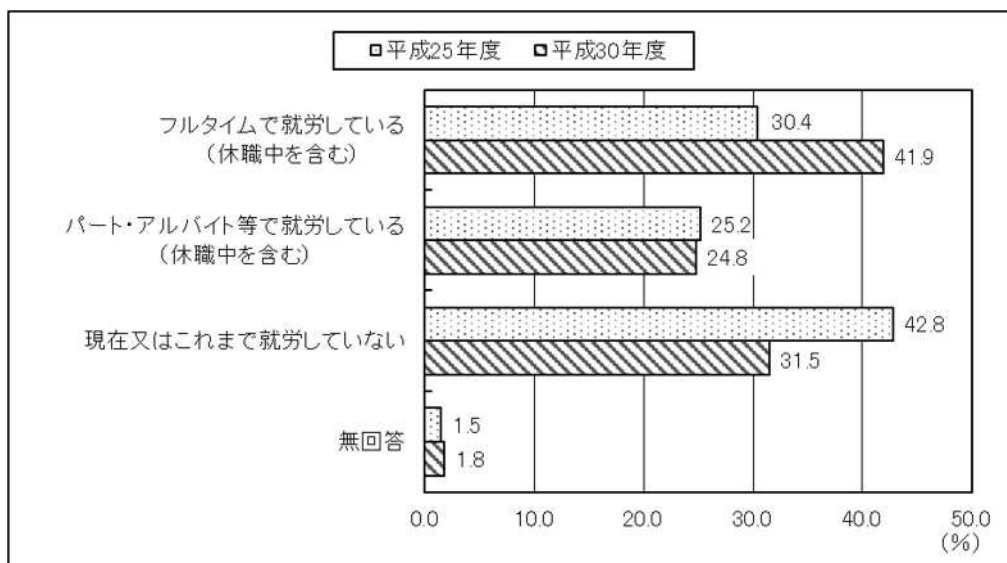
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、認可保育所などを新たに整備し、待機児童数が平成27年度の252人から平成31年度の54人に大きく減少しています。しかしながら、認可保育所などにおいて、地域や定員構成にミスマッチが発生しているほか、今後、大規模な開発が予定されている地域では、開発に伴い一時的に保育需要が高まることが懸念されます。
- 平成30年度における都内保育士の有効求人倍率は6.44で、全国平均を3.24ポイント上回っており、私立保育園における保育士の確保が困難な状況にあるため、保育人材の確保に向けて支援する必要があります。
- 男性の育児休暇の取得や女性の就業率の上昇など、保護者の働き方が多様化する中で、さらなる保育サービスの充実が求められています。
- ファミリー・サポート・センター事業¹⁰のファミリー会員の登録者数は増加傾向にある一方、サポート会員の登録者数は年々減少しており、サポート会員が不足しています。そのため、サポート会員の登録者数を増やすとともに、既に登録されているサポート会員の活動率を高める必要があります。

図表 保護者（母親）の就労状況（自営業、家族従事者含む）

出典：育成課資料（葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査）

注）区内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者6,000人を対象に調査



¹⁰ 仕事や家庭の事情などの理由で一時的に子ども（6ヶ月から小学6年生まで）の送迎や預かりなどを希望する方のために、センターが子育ての手助けが必要な方（ファミリー会員）に、子育てをお手伝いいただける方（サポート会員）を紹介する事業

2 施策の方向性

- 地域や定員構成のミスマッチを解消するため、建替えなどを契機に定員の見直しを行います。また、大規模開発などによる待機児童を発生させないようにするため、地域の保育需要を踏まえ不足する地域を中心に認可保育所などを整備します。
- 私立保育園と協力して、潜在保育士¹¹を対象とした就職支援や、葛飾区保育人材求人サイトの充実をはじめとした効果的な人材確保に取り組むことで、希望する保護者がいつでも子どもを保育園に入園できるようにします。
- 保育時間のニーズなどを把握し、保護者の働き方の多様化に合わせた保育サービスの検討を行います。
- ファミリー・サポート・センター事業について、サポート会員の増加を図るために、会員募集のPR方法を工夫します。また、サポート会員の活動率を高めるため、サポート会員が活動しやすい環境づくりを検討します。

3 計画事業

- 保育所の整備
- 保育人材の確保

¹¹ 保育士資格を持ちながらも就業していない人（保育士としての勤務経験がある人、ない人どちらも該当）

施策4 放課後支援

子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 学童保育クラブの入会希望者数は、平成25年度の3,746人から令和元年度の5,260人に増加しています。現在、受入人数の拡大や小学校内への学童保育クラブの整備により、低学年児を中心に受入れを行っています。今後も共働き家庭等の増加により、学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせる環境を整備する必要があります。
- 夏季休業日の受入を希望して年度当初の学童保育クラブの入会申請を行っている保護者がいることから、令和元年度に小学校内の諸室を活用して児童の見守りを行う取組を3校で試行実施しました。
- 「わくわくチャレンジ広場¹²」は、対象学年の拡大に取り組んだ結果、平成30年度末には、1年生から実施している小学校が20校となり、過去5年間で登録児童数が約2,000人増加しています。
- 「わくわくチャレンジ広場」では、地域のボランティアである児童指導サポーターが約1,200人活動していますが、児童指導サポーターの高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要です。

¹² 主に放課後に小学校の施設を利用し、地域の方の見守りのもと、子どもたちが安全に過ごせる居場所をつくる事業

2 施策の方向性

- 児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、小学校内に学童保育クラブを設置するとともに、学校施設を活用した環境の整備を推進します。
- 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、「わくわくチャレンジ広場」の対象学年及び実施日時の拡大を進めるとともに、学習や文化・スポーツプログラムの充実を図ります。また、学童保育クラブ及び「わくわくチャレンジ広場」双方の児童が一緒に遊べるようにします。
- 広報や区ホームページ、募集チラシ等で児童指導サポーターを募集し、新たな人材を確保します。また、対象学年及び実施日時の拡大など実施内容を充実するとともに、児童指導サポーターの負担軽減を図るため、運営委託等の検討を行い新たな執行体制を整備します。

3 計画事業

- 学校施設を活用した放課後子ども支援事業
- わくわくチャレンジ広場の充実

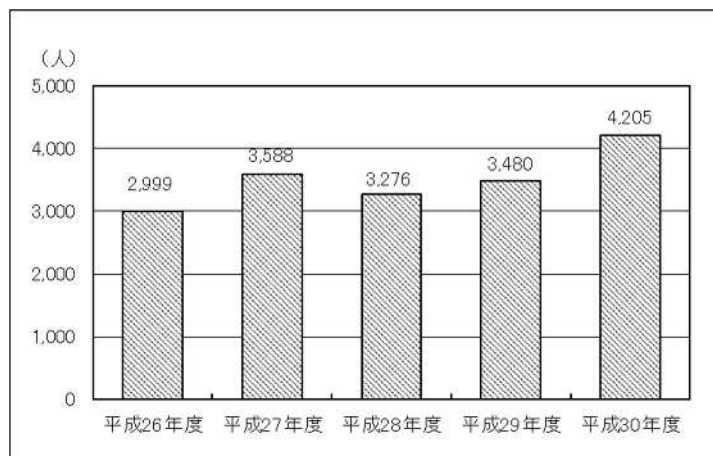
施策5 子ども・若者支援

子どもの権利・利益を守り、若者の社会的な自立を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、子ども総合センターでは、一般的な子育てに関する相談に加え、子どもの養育困難や虐待、さらには母子保健相談や発達相談など、妊娠期から子どもの自立に至るまで、幅広い相談に適切に応じ、最善の方法での課題解決に取り組んでいます。
- 子育てにおける体罰の禁止が法制化され、全国的に児童虐待に対する認知度が高まっている中、子ども総合センターにおいても虐待相談・通告件数が増加傾向にあり、平成25年度の210件に対して、平成30年度は約1.5倍の306件に上っています。
- 今後、複雑化・深刻化する子どもと家庭の相談に、適切かつ迅速に対応し、これらの相談が虐待に発展しないよう支援体制の充実を図る必要があります。また、「体罰によらない子育て」への理解・認識を深め、体現し、虐待の連鎖を防ぎ、次世代につなげていく必要があります。
- ひとり親家庭が抱える子育てや生活上の悩みについて丁寧な相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行っています。また、母子生活支援施設¹³における生活支援はもとより、施設退所後も自立した生活を維持できるよう支援しています。今後も、ひとり親家庭が安心して子育てができ、子どもが健やかに育まれるよう、各家庭の特性やニーズに配慮した支援が求められています。
- ひきこもりの長期化により、自立が困難になることや生活困窮に陥ることが懸念されている中、本区では、相談窓口の設置や地域で活動する団体への支援に取り組んでいます。今後も高等学校の中途退学者や進学・就職しなかった子ども、若年無業者（ニート）やひきこもりなど、義務教育終了後、支援が途切れがちな子ども・若者に切れ目なく支援をしていく必要があります。

図表 子ども総合センター来館者数（申請・相談来館件数）
出典：子ども家庭支援課資料（事務事業評価表）



¹³ 様々な理由により地域で生活することが困難な母子家庭のために、子の養育や生活全般にわたる支援を行うとともに、安心して暮らせる住まいを提供する施設

2 施策の方向性

- 子ども総合センターを気軽に相談できる窓口として区民に周知します。また、子育てに困難な課題を抱える世帯に対する相談員のスキル向上を図り、関係機関との連携を通じた支援や専門知識を活用した支援をこれまで以上に強化します。
- 令和5年度を目標に児童相談所・一時保護所を設置し、子ども総合センターとともに児童福祉を推し進める両輪となって、虐待から子どもを守り、子どもの最善の利益の確保を行います。
- 虐待につながりやすいハイリスクな要因がある家庭の早期発見や早期支援などの充実をはじめ、一時保護などからの家庭復帰や家庭復帰後のフォローなど、ライフステージに合わせた切れ目ない支援体制を構築します。また、講習会などの様々な機会を通じ、地域全体で家庭や子どもを温かく見守り、支える意識を醸成するとともに、社会的養護に関する啓発活動を積極的に行い、地域資源の開拓に取り組みます。
- 関係機関との切れ目のない連携の下、ひとり親家庭が地域で自立した生活を送り、子どもたちの将来の希望を支えていけるよう、ひとり親家庭の抱える課題や個別のニーズに寄り添う支援体制を強化します。また、様々な課題を抱える母子家庭に柔軟に対応できるように母子生活支援施設が培ったノウハウを積極的に活用した支援を強化します。
- 様々な事情を有する子ども・若者の自立及び社会参画を促進するため、若年無業者（ニート）・ひきこもりなど、生きづらさを抱える子ども・若者からの相談に対応します。また、子ども・若者の学びや育ち、自立のために活動する地域活動団体への補助を継続するとともに、当該団体と関係機関との有機的なネットワークを構築し、連携して支援を推進します。

3 計画事業

- 児童相談体制の強化
- かつしか子ども応援事業
- 若者支援体制の整備
- 子ども・若者活動団体支援